

- ・不燃物等

(イ) ビル、マンション等から発生するコンクリート系災害廃棄物

- ・コンクリート
- ・塊金属
- ・可燃物

オ 搬送ルートの設定

道路管理者及び草加警察署と協議を行い、災害廃棄物の搬送ルートを設定する。

カ 市民等への広報

「1 ごみ処理 (4) 市民等への広報」に準ずる。

キ その他の注意事項

(ア) 倒壊建物の解体に伴う粉じん・アスベスト対策

- ・吹き付けアスベスト使用建築物の事前確認
- ・工事着手前の現地調査の実施
- ・工事におけるアスベスト飛散防止対策
- ・作業員の安全対策（マスク着用、着衣の洗濯等）
- ・付近住民へのマスクの配付及び広報

(イ) 冷蔵庫等からのフロンの回収

- ・ボランティアの協力

(ウ) 不法投棄のチェック

- ・許可書をカラーコピーできない特殊な用紙の使用
- ・監視要員の配置
- ・固定資産税台帳と車検証の写しの添付等

第4 防疫活動

防疫活動に当たっては、まず被害の状況確認、避難所からの報告等を元に情報の整理・収集を行い、感染症、その他、疾病の発生や発生が予想される地域等の把握を行うことが重要である。

また、感染症等が発生した場合、受入先となる第2種感染症指定医療機関の被害状況を把握し、その需要の把握に基づいて防疫・保健衛生班を編制し、順次消毒等の防疫活動を実施する。

防疫・保健衛生班の編制に当たっては、（社）草加八潮医師会や草加歯科医師会などの協力を得ながら実施する。班の構成人員数は、おおむね次の表を基準とするが、災害の規模、季節、応援要員の数等によりその都度定めるものとする。また、人員に不足が生じた場合は、県災害対策本部医療救急部に応援要請を行う。

□ 防疫・保健衛生班の構成

活動区分 \ 班構成	1 個 班 の 所 要 人 員			備 考
	市	その他	計	
検病疫学調査	1	2	3	
健康診断	1	3	4	医師1、看護師1
清掃方法	2	2	4	
消毒方法	5	2	7	
そ族昆虫の駆除	2	2	4	
予防接種	2	2	4	

① 清掃方法班

- (ア) 避難所における清掃活動
- (イ) 地域住民に対する清潔保持の指導

② 消毒方法班

消毒作業実施計画を作成し作業可能な体制を敷き、道路側溝や公園等公共施設及び市民、事業所からの要請により床上・床下浸水被害を受けた家屋（便槽を含む。）の消毒を速やかに実施し、伝染病等の発生の予防に努めるとともに、市民に対しては家屋やその周辺の清掃に関しての指導や指示を行う。

また、平常時においても、災害時の対応に備え、消毒作業及び設備機材等の提供が迅速に行えるよう市内外の事業者との協定促進を図りながら、優先的な協力体制の確保に努めていく。

- (ア) 感染症患者等が発生又は発生のおそれのある地域に対する重点消毒
- (イ) 応急給水活動に伴う衛生検査及び消毒
- (ウ) 仮設トイレの消毒

- 【資料】
- 水２－１ 水害発生時における消毒作業協定（埼玉県害虫防除組合）
 - 水２－２ 水害発生時における消毒作業協定（造園業協力会）
 - 水２－３ 水害発生時における消毒作業協定（農業青年会議所）
 - 水２－４ 水害発生時における消毒作業協定（三共消毒 大宮営業所）

③ そ族昆虫の駆除班

感染症等の発生及びまん延防止を図るため、そのおそれのある地域において、そ族、昆虫駆除を実施する。

病気の感染源・媒体となるねずみや昆虫等の駆除に当たっては、機材や薬剤の現状確認を行うとともに、不足機材等の調達に万全を図る。

④ 予防接種班

インフルエンザ等のり患予防と、重症化及び合併症の発生等を予防するため、感染性疾病の予防接種を実施する。

防疫・保健衛生活動に必要な薬剤及び資機材の確保については、市が保管している薬剤及び資機材を優先的に使用する。

市の保有する薬品等が不足した場合は、県災害対策本部医療救急部に依頼して、薬品等の調達及び搬送を要請するか、指定業者等から調達する。

⑤ 検病疫学調査班

- (ア) 避難所等における感染症等の早期発見
- (イ) 感染症予防に必要な防疫指導等の実施

⑥ 健康診断班

- (ア) 避難所等における健康診断の実施
- (イ) クラッシュシンドローム患者の発見及び医療機関への収容
- (ウ) 風邪等により患した市民に対する受診指導（特に、高齢者や障がい者、幼児等は抵抗力が弱まっているので、肺炎等に注意する。）
- (エ) 被災者に対する保温、うがいや手洗いの励行及びマスクの着用等の保健指導
- (オ) 避難所等への巡回栄養相談（高血圧等の慢性疾患により避難所の配付食料を食べられない者及び避難所の食事だけでは栄養が不足する者への配慮）

第5 避難所における衛生管理

- ・ 食品衛生活動

市は、越谷保健所と協力して、各避難所を巡回し、食品に係る衛生状態の確認及び必要な衛生指導を実施する。また、被災地における食中毒の発生を防止するため、必要があると認めた場合は、食品の衛生監視を越谷保健所及び春日部保健所食品監視担当に要請する。

食品衛生の活動項目としては、

- ・ 救援食料等の保管及び取扱いに関する衛生啓発と食品取扱施設の衛生監視及び指導
- ・ 避難所における食品衛生の保持に関する指導及び不良品の排除
- ・ 飲料水の衛生管理に関する指導
- ・ ペット動物の飼育に関する指導
- ・ 食中毒発生時の処置

などが考えられる。

第6 ボランティアの要請、受入れ 【自治文化部、総務部】

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、ボランティアの動員、労務者の雇上げが必要な場合における近隣の者の協力等を確保し、労務供給の万全を図る。

1 ボランティアの活動体制の確立 【自治文化部】

混乱した状況下と対策要員の不足した中で、ボランティアの積極的な活用を図ることによって、被災者の生活を支援していく。

(1) ボランティアの受入体制の確立

市は市社会福祉協議会の協力を得て災害ボランティアセンターを設置する。

ア 災害ボランティアセンターの設置

(ア) 設置場所： 獨協大学内

(イ) 運営主体： 市及び市社会福祉協議会

イ ボランティアコーディネーターの選任

ボランティアコーディネーターは、ニーズの取りまとめ、募集対象の決定、派遣先・派遣人数の調整等の業務を行う。

コーディネーターは、ボランティア団体の長又は市社会福祉協議会のボランティア担当者を充てる。

ウ 職員の確保

(ア) 災対本部への応援要請

(イ) ボランティアの協力

(2) ニーズの把握

市災害ボランティアセンターは、避難所、活動現場からのニーズを把握し、ボランティア不足が生じたときは、県ボランティアセンターに伝達する。

(3) 募集

市又は市社会福祉協議会は、県ボランティアセンターを通じて、報道機関の協力を得て、必要なボランティアを募集する。

(4) 受入れ（災害ボランティアセンター）

- ① 多数のボランティアを受け入れるために、民間のボランティアセンターと連携を取りながら進めていく。
- ② ボランティアに対する活動拠点の指示
- ③ 宿泊場所のあっせん及び食料の支援
- ④ ボランティア保険の加入
- ⑤ 行政情報の提供（避難所情報、物資情報、交通情報）

- ⑥ ボランティア名簿の作成
- ⑦ 特殊技能を有するボランティアについては、それぞれの担当機関・団体で受入体制を整えてもらうように依頼する。

(5) ボランティアに対する支援活動

- ① ボランティア自身に対する各種相談
- ② 行政やボランティア同士の連携強化
- ③ 事務用品の提供

2 労務者の雇上げ【総務部】

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための活動要員が不足し、又は特殊作業のための労力が必要なときは、労務者を雇用する。

雇用は、総務部から県を通じて職業安定所に要請する。

雇用に係る賃金については、地域における通常の実費程度を負担する。

3 労務応援要請

総務部は、活動人員やボランティアの人員が不足し、又は労務者の雇用が不可能なときは、次の事項を示して、県に応援要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 作業場所
- ③ 作業内容
- ④ 人員
- ⑤ 従事期間
- ⑥ 集合場所
- ⑦ その他、参考事項

第7 応急住宅対策【都市整備部】

災害によって住家が被害を受けた者に対する、仮設住宅及び一時入居施設を提供する。

1 応急仮設住宅の建設

災害によって住家が滅失又は破損し、居住する住家を得られない者を収容するため、応急仮設住宅を建設する。

(1) 供給対象世帯の把握

供給の対象となる世帯は、次に示すとおりである。

- ① 住家が倒壊又は流失した被災者
- ② 居住する住家が無い被災者
- ③ 自らの資力では住家を確保できない被災者
- ④ 被災時に市内に居住していた者（住民登録の有無は問わない。）

なお、福祉事務担当者、民生及び児童委員等が選考に当たり、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、災害時要援護者及びペットの飼育状況等に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも配慮する。

(2) 設置主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法の適用後は県が行い、市はこれに協力する。

ただし、災害救助法が適用されない場合で、市長が特に必要と認めた場合は市が設置する。

(3) 建設場所

被災者が相当期間居住することを考慮し、交通、上下水道、教育、保健衛生、地域のコミュニティ等を考慮の上、原則として公有地を建設場所とする。

(4) 応急仮設住宅の建設

ア 災害救助法適用後、市長が必要と認めた場合は、直ちに県知事に要請する。

イ 災害救助法適用前、又は、その後の状況により市が設置する場合は、災对本部の決定に基づき、都市整備部が建設する。

ウ 応急仮設住宅建設の留意点は、次のとおりである。

- (ア) 設置開始時点及び戸数は、災害の状況に応じてその都度決定する。
- (イ) 住宅の形式は、災害の状況に応じてその都度定めるが、原則としてプレハブ住宅とする。
- (ウ) 建設資材は、原則としてプレハブ建設業者等を通じて速やかに調達し、これらの業者が施工する。

エ 建設に当たっては、次の事項等について高年者や障がい者に配慮する。

- ・段差の解消
- ・手すりの設置
- ・温度対策
- ・急病等に備えた通報装置の設置
- ・寮形式の地域型仮設住宅の建設

(5) 入居者の選定

県が入居者の選定を行う場合は、本市は県に協力し、本市が入居者の選定を行う場合は、災害の状況に応じて選考基準を定め、り災者の被害の程度、住宅困窮の状況、資力、その他、を審査して選考する。

(6) 仮設住宅の管理

ア 県が管理するものについては、市はこれに協力する。

イ 市が管理する場合は、入居期間、使用条件、その他の必要な事項を定めて都市整備部が管理する。

ウ ボランティアの協力を求める。

(7) 災害時要援護者への配慮

ア 民生委員、児童委員及びボランティア等による巡回相談、情報提供、入浴サービス等の実施

イ 医師会、保健所及び福祉機関等との連携と協力による巡回健康診断及びメンタルケアの実施

2 一時入居施設の確保

都市整備部は、被災者の一時入居施設を確保するため、次の項目について県災害対策本部住宅対策部に応援要請を行う。

- (1) 公営住宅のあっせんと、受付要員の派遣
- (2) 民間賃貸アパート等の借上げ（仮設住宅として）
- (3) 企業等の社宅の借上げ

第8 被災住宅の応急修理【都市整備部】

災害によって住家が半壊し、自己の資力で応急修理のできない者に対して、居室、便所、炊事場等の日常生活に欠くことのできない部分について必要最小限の応急修理を行う。

1 要修理対象住宅の把握

市民からの申込み、被害情報の収集に基づき把握する。

2 実施主体

住宅の応急修理は、市が実施する。なお、災害救助法が適用された場合、費用を「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」により、県に請求する。

3 修理の対象

修理の対象は、災害により住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自己の資力では応急修理ができない者とする。

4 修理の基準

日常生活に必要欠くことのできない部分について、最小限度の応急修理を行う。

5 修理の方法

(1) 応急修理は、居室、炊事場、便所等の生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

(2) 応急修理の対象数の算定は、世帯をもって行う。ただし、同一住家に2以上の世帯が同居している場合は、これを1世帯として扱う。

(3) 市長は、住家の応急修理を実施する場合は、その責任者を定め、次の帳簿類を整備、保管する。

ア 救助実施記録日計票

イ 住宅の応急修理記録

ウ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等

エ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

6 修理住宅の選定

県が修理住宅の選定を行う場合は、都市整備部が被害程度の調査等により選定に協力し、市が実施する場合は、都市整備部が被害程度を調査の上、選定する。

第9 文教対策

この対策は、本市における市立小中学校及び保育所の災害（風水害）対策として、災害の応急対策及び復旧を通じて、児童・生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保を図るものとする。

1 文教施設の応急復旧【教育総務部】

建物が暴風・豪雨・洪水等、風水害に見舞われ重大な被害を受けた場合は、教育総務部に技術職員等の応援要請を行った上で建物の風水害による被災度区分等を調査し、校舎再建・仮校舎建設等の計画を立てるとともに、状況に応じて使用禁止等の措置を行い、二次災害の防止に努める。

修繕で対応できる被害の場合は、被害の程度を十分に調査し、ガラス修理、給排水設備の改修等の応急整備を実施する。

2 応急教育【教育総務部】

応急教育は、児童・生徒の精神的安定を確保する観点から実施する。

(1) 応急教育

ア 児童・生徒の安否確認

教職員は、避難者の受入れとともに、児童・生徒の安否確認を実施する。

学校内における児童・生徒の救護は、原則として当該学校医、養護教諭等が当たる。学校長は、清掃、飲料水等の衛生に留意する。また、児童・生徒の健康診断、衛生指導等が必要な場合は、教育総務部に要請する。

イ 授業再開

校長は、児童・生徒や家族の被災、校舎の損壊、交通機関や水道・ガス等の復旧状況等を考慮して、教育総務部及び関係機関と協議の上、授業を再開させる。

また、授業再開の方法としては、臨時校舎方式、近隣校の合併方式、近隣校への分散方式、臨時通学区域方式等を組合わせ、昼間二部授業、時差通学、短縮授業、家庭学習等の方策を検討して実施する。

授業再開に際しては、登下校の安全を期するよう留意し、指導に当たっては健康安全教育及び生活面の指導に重点を置くこととする。

特に、児童生徒の心のケアに十分配慮する。

教職員が不足した場合は、教職員組織の編成替えや出務、民間の教員免許所

有者の動員によって対処することとする。

ウ 転校手続

授業の再開見込み困難、その他の理由により県内外へ転校する児童・生徒が多数にのぼる場合は、転校手続の円滑化のために、教育総務部及び関係機関に手続の簡素化、弾力化を要請する。

エ 避難場所となっている学校等の被災者への対応と授業の確保

(7) 被災者への対応

発災後しばらくは、教職員は「避難所班」やボランティア等と連携を図りながら避難者の対応に当たるが、その後、学校運営と避難所運営の役割分担を明確にする。

(4) 授業の確保

被災者の生活再建の進展に伴う避難者の縮小に応じて段階的に教室を確保し、授業を再開する。

(2) 給食等の措置

ア 学校給食施設・設備が被災した場合、速やかに応急処理を行い給食実施に努める。

イ 保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。

ウ 学校給食施設は、被災者用炊き出しにも供されるため、学校給食及び炊き出しの調整を図る。

エ 衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生の無いよう努める。

オ 被災児童生徒の給食費は、その申請に基づき準要保護の給食費補助の措置を講じる。

3 応急保育【子ども未来部】

保育園長（民間認可保育所の施設長を含む。）は、暴風・豪雨・洪水等、風水害に見舞われた場合は、児童の安全確保を図るため、次の応急措置を講じる。

(1) 応急保育の実施

ア 保育園長は、児童の被災状況を調査する。

イ 子ども未来部は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、保育園長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。

ウ 保育園長は、救急保育計画に基づく職員の臨時編成を行い、受入可能な児童を保育園において保育する。また、被災により通園できない児童については、地域ごとに実状を把握するよう努めるものとする。

エ 保育園長は、災害の推移を把握し、子ども未来部と緊密な連絡の上、平常保

育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

(2) 育児用品の確保

子ども未来部は、粉ミルク、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の育児用品を確保する。また、県を通じて、関係業者に供出等を要請する。

4 被災児童・生徒への支援【教育総務部】

被災児童・生徒等への支援として、次の対策の実施を検討する。

(1) 学用品の調達及び支給

ア 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品をそう失、又はき損し、就学上支障がある児童生徒に対し、被害の状況に応じ教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。災害救助法の適用に至らない災害の場合は、市が実施するものとし、災害救助法適用後は県が実施し、市は、これに協力するものとする。

イ 給与の期間

教科書（教材を含む。）は災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内に支給する。ただし、交通、通信の途絶等により学用品の調達及び運送が困難な場合は、必要な期間を延長することができる。

ウ 給与の方法

学用品の調達、配分等は、原則として市が行うものとする。ただし市が調達困難なときは、県に調達を依頼するものとする。

教科書については、県が一括調達し市に配給されるので、配分は市が行う。

エ 災害救助法が適用された場合の費用

学用品費の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年県告示第393号）」の範囲内において県に請求できる。

(2) 相談体制

ア 被災児童・生徒の心のケア事業の実施

被災した児童・生徒や保護者の教育相談に応じ、情報の提供や助言・指導を行うため、電話相談窓口を開設して、教育総務部が相談に当たる。

5 社会教育施設等の対策【教育総務部】

(1) 社会教育施設等の応急措置

各施設管理者は、所管の施設が被災した場合、補強・修理等の応急措置を行う。また、避難所、物資拠点として一時使用する場合又は利用者に開放する場合には、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、安全を確認の上使用する。

(2) 文化財に対する措置

文化財の被害状況を把握し、復元、修復等の対策を実施する。

ア 被害状況の調査

災害発生後、文化財の所有者及び管理者等の安否を確認し、文化財等の被害状況を把握する。

イ 被害状況の報告

文化財等の所有者及び管理者等から寄せられた被害状況を整理し、国及び県等の関係機関に報告する。

ウ 文化財の保護措置

応急措置や協力要請等、次の措置により文化財を保護する。

(イ) 応急措置及び現場保存のための支援要請

(イ) 関係機関への応急措置の報告

(ウ) 文化財等の移送及び一時保管

第 3 章

災害復旧復興計画

第3章 災害復旧復興計画

各機関は協力して被災地の復旧に努め、安定した市民生活への回復を図るとともに、被災状況を的確に把握し、再度の災害発生の防止や将来の災害に備えるため、公共施設及び都市施設等の改良復旧事業の方針を定め、迅速にその実施を図る。

第1節 生活安定のための措置

第2節 公共施設等の復旧

第3節 激甚災害に関する調査及び 指定の促進

第4節 災害復興の基本方針

第 1 節 生活安定のための措置

災害により被害を受けた市民の自立復興を促し、安定した市民生活への早期回復を図るため、被災者の支援等について次の計画を実施する。

第 1 災害市民相談

第 2 被災者の生活確保

第 3 農業・中小企業への支援

第 4 住宅の建設等

第1 災害市民相談

被災者から寄せられる、多様な生活上の不安等に関する相談に対応できるよう、総合相談窓口を開設し、被災以前の状態への早期回復に対する支援を図る。

1 総合相談窓口の開設 【 市長室、関係各部 】

被災者の様々な不安等の解消を図るため総合相談窓口を開設し、おおむね次のような相談等に対応する。

また、相談等の内容に応じて関係各部との連携を図りながら、柔軟に対応する。

(1) 各種手続の相談

見舞金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者及び農業者への融資等に関する手続についての相談

(2) 専門分野の相談

ア 医療、保健（精神の保健を含む。）、福祉、住宅等に関する相談

イ 相談内容に的確に対応するため、国及び県の担当部局と連携し、専門家の派遣等を要請する。また、ライフライン関係者との連携にも配慮する。

(3) 法律上の相談

各種の法律上の相談に対応するため、弁護士等の協力について配慮する。

(4) 情報の提供

被災者が自立を図る上で必要な、様々な情報を集約し、各窓口や電話及び報道機関、広報紙等を通じて市民に提供する。

(5) その他、留意事項

ア 要望等を聞きっぱなしで終わらせることのないようにする。

イ 必要に応じて、避難所への出向及び巡回による相談を行う。

ウ 災害時要援護者に関する相談に対応できる職員を配置する。

2 尋ね人相談 【 市長室、健康福祉部、消防本部 】

(1) 相談窓口の開設

ア 情報の把握

健康福祉部は、各避難所、消防部、医療機関及び警察署等との連携を緊密にして、被災者に関する情報を収集し、市長室（いきいき市民相談担当）へ報告する。

イ 各機関等の連携

市長室は、健康福祉部から報告される被災者に関する情報を整理するとともに、関係機関と連携して、被災者情報の把握に努める。

(2) 情報の提供

主に次の手段により、被災者の動向等に関する情報を市民に提供する。その際、適切な個人情報の保護にも配慮する。

ア 新聞、テレビ、ラジオ等のマスコミ報道の利用

イ 臨時広報紙等の発行、避難所への掲示

ウ 災害用伝言ダイヤル（１７１）利用の広報

3 リ災証明の交付【総務部】

(1) リ災証明の実施

リ災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

(2) リ災証明の対象

リ災証明は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行うものとする。

全壊、半壊、一部破損、流失、床上浸水、床下浸水

(3) リ災証明を行う者

リ災証明は、市長が行うものとし、リ災証明の発行事務は、災対本部が設置されている場合は、リ災証明発行事務会場を設け、総務部市民税課並びに総務部資産税課が担当し、総務部納税課及び収納対策室が補佐する。

なお、災対本部が設置されていない場合は、総務部市民税課窓口で対応する。

(4) リ災台帳の作成

被害家屋調査の判定結果、家屋データ、所在地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した、リ災台帳を作成する。

(5) リ災証明書の発行

リ災証明書は、リ災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき市長が作成したり災証明書を、これらの者に発行することにより行うこととする。ただし、１世帯１枚の発行とし、草加市消防関係手数料徴収条例（平成１２年条例第８号）第９条第３号の規定により、証明手数料は免除とする。

(6) リ災証明書の様式

「【資料】震３－７ リ災（申請書受理）証明書及び交付申請書」の様式による。

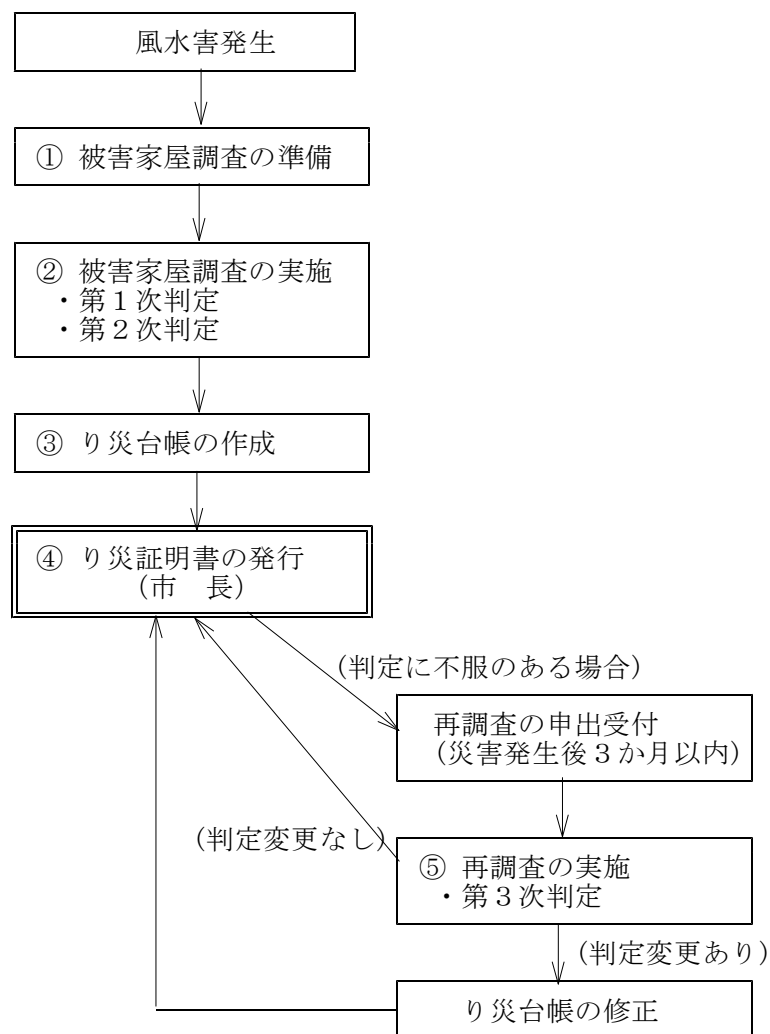
(7) リ災家屋の被害状況判定基準

リ災台帳の作成に当たり、リ災家屋の被害状況の判定は、「災害に係る住家の

被害認定基準運用指針」(平成13年6月内閣府)、「浸水等による住宅被害の認定について(平成16年20月内閣府)」に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的に、おおむね1か月以内の状況を基に、被害状況調書(り災台帳)に従って行う。

(8) り災証明発行の流れ

風水害発生から、り災証明書の発行までの処理等の流れは、次の図のとおりとする。



① 被害家屋調査の準備

風水害発生後、被害家屋調査を実施するに当たり、次の準備を行う。

ア 調査の実施に当たり、調査実施計画を策定するため、市内の家屋の被害状況を把握する。ただし、被災範囲が市全域に及ぶ場合は、必要に応じて航空写真を撮影する。

イ 調査員の確保

- (ア) ボランティア調査員（民間建築士等）の手配
- (イ) 他市への応援職員派遣要請

ウ 調査備品等の準備

- (ア) 調査携帯品の調達、準備（調査票、土地家屋現況図、住宅地図等）
- (イ) 調査班の編成と調査地区割りの検討
- (ウ) 調査員運搬用車両の確保、手配
- (エ) ボランティア調査員の判定活動における安全管理のための保険制度
- (オ) 他市応援職員等の宿泊場所の確保

② 被災家屋調査の実施

ア 調査体制

- (ア) 総務部及び都市整備部が調査を実施する。
- (イ) 調査は、2人一組で実施する。
- (ウ) 調査員は、市職員（資産税課職員、市民税課職員、都市整備部家屋補償関係職員、建築士）及び建築士等のボランティアとする。

イ 第1次被害家屋調査（第1次判定）

被害家屋を対象に、外観からの目視調査を行い、一見して家屋全部が倒壊している場合又は家屋の一部の階が全部倒壊している場合は全壊とする。全壊と判定したものは調査終了とする。

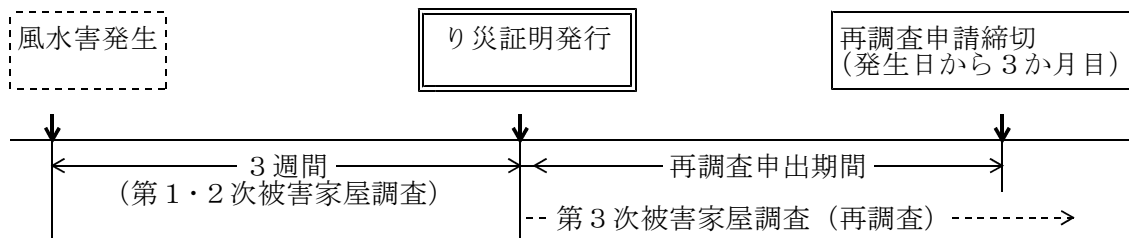
ウ 第2次被害家屋調査（第2次判定）

被害家屋を対象に、第1次判定で全壊と判定されなかった家屋について、外観目視調査を行う。

※ 規模の大きな建物で、全体をくまなく調査することが困難の場合は、被害が最も大きいと思われる階のみを調査し、全体の損害割合として差し支えない。

エ 調査時期

下図を標準とする。



③ り災台帳の作成

前(4)による。

④ り災証明書の発行

前(5)による。

⑤ 再調査の実施（第3次判定）

被災者は、り災証明の判定結果に不服があった場合又は第1次調査が実施できなかった家屋で、風水害発生日から3か月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。

申出のあった家屋について、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者へ連絡するとともに、り災証明書の発行とり災台帳の訂正を行う。

(9) 広報と相談窓口の設置

総務部は、り災証明書に関する広報を広報紙や報道機関と連携し、被災者へ周知徹底を図ることとする。また、り災証明書に関する相談窓口を市役所に設置し、り災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

(10) 事前対策

り災証明を迅速に発行するため、次の対策を事前に検討し推進する。

ア 被害家屋調査員の登録

職員及びボランティア調査員（民間建築士等）を事前に登録しておく。

イ 判定基準等の研修

資産税課は、県や建築士会の協力を得て、登録された調査員に対し、調査方法や判定基準等の研修を実施する。（調査開始直前研修）

ウ 他市町村の協力体制の確立

風水害発生時、応援を求める他市町村との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

【資料】

震3-7 り災（申告書受理）証明書交付申請書

震3-8 被害状況調書（り災台帳）及び記入例

第2 被災者の生活確保

被災した市民の、生活基盤の速やかな再建を支援するため、災害弔慰金等の支給、災害援護資金及び住宅資金等の貸付、住宅の再建支援等の施策を講ずる。

1 生活福祉資金の貸付け【健康福祉部】

災害によって被害を受けた低所得者等に対して速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度によって、民生及び児童委員、市社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付けを行う。

(1) 生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付け

貸付対象者	災害によって困窮し、自立更生のための資金を必要とする低所得世帯
貸付限度	150万円以内 被害の程度によって(2)の住宅資金と重複貸付けが申請できる。 (350万円以内) 災害援護資金の貸付対象となる場合は対象外
貸付条件	償還期間：1年以内据置期間経過後7年以内 利率：年3%（ただし、据置期間中は無利子）

(2) 生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付け

貸付対象者	住宅を増築、改築、拡張、補修又は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受ける等のための金を必要とする低所得世帯、障がい者世帯又は高年者世帯
貸付限度	250万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：年3%（ただし、据置期間中は無利子）

(3) 資金貸付条件の緩和等の措置

災害援護資金、住宅資金は、借入者の自立更生を促進するため特に必要があると認められる場合は、重複して貸し付けることができる。また、被害の状況によって据置期間を2年以内の期間で延長することができる。

なお、この資金は他の資金から借り入れることができない者に対し貸し付けるものである。

2 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け【健康福祉部】

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金であり、本市が実施主体となり、条例に基づき実施する。

□ 災害弔慰金の支給

対象災害	○住家が5世帯以上滅失した災害 (当該市町村で大規模な被災があった場合) →当該被災市町村の区域のみ支給対象 ○住家が5世帯以上滅失した市町村が県内に3以上ある災害 (県内で広域にわたり大規模な被災があった場合) →埼玉県全市町村が支給対象 ○災害救助法が適用された市町村が県内に1以上ある災害 (特に大規模な被災があった場合) →埼玉県全市町村が支給対象 ○災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある災害 (都道府県を超えて特に大規模な被災があった場合) →全都道府県が支給対象
支給対象	①上記の災害による死亡者(3か月以上の行方不明者を含む。) ②住居地以外の支給対象となる市町村の区域内(県外含む。)で災害に遭遇して死亡した者
支給対象 遺 族	死亡当時の配偶者(事実婚を含む。)、子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は対象としない。
支 給 額	① 死亡者が遺族の生計を主として維持していた場合 500万円 ② ①以外の場合 250万円
費用負担	国1/2：県1/4：市町村1/4

□ 災害障害見舞金の支給

対象災害	災害弔慰金の場合と同様
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者
支 給 額	① 上記支給対象者が世帯の生計を主として維持していた場合 250万円 ② ①以外の場合 125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様

□ 災害援護資金の貸付

対象災害	県内で自然災害により災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付条件	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象としない。 ①世帯人員が1人 220万円 ② " 2人 430万円 ③ " 3人 620万円 ④ " 4人 730万円 ⑤ " 5人以上 1人増すごとに30万円を加算 ⑥住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円
貸付け対象となる被害	① 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害
貸付 限度額	① 世帯主の1か月以上の負傷 限度額 150万円 ② 家財の3分の1以上の損害 " 150万円 ③ 住居の半壊 " 170(250)万円 ④ 住居の全壊 " 250(350)万円 ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失 " 350万円 ⑥ ①と②が重複 " 250万円 ⑦ ①と③が重複 " 270(350)万円 ⑧ ①と④が重複 " 350万円 ※ () 内は、特別の事情がある場合の額
償還期間	10年(据置期間3年(特別の事情がある場合は5年)を含む。)
利 率	年3% (据置期間は無利子)
償還方法	年賦又は半年賦
原資割合	国2/3 : 県1/3

3 被災者生活再建支援制度【健康福祉部】

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。平成11年度から制度化され、平成16年度に居住安定支援制度が創設された。平成19年度に制度改善が行われた。

なお、県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援基金に委託している。

□ 被災者生活再建支援金の支給

対象災害	①災害救助法施行令第 1 号、第 2 号に該当する災害が発生した市町村における自然災害 ② 1 0 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害 ③ 1 0 0 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害				
支給対象世帯	①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯 ②③を除く。）				
支 給 額					
支給対象世帯	世帯人数	基礎支援金	加 算 支 援 金 ※		
			(ア)	(イ)	(ウ)
①②③に該当	複数	1 0 0	2 0 0	1 0 0	5 0
	単数	7 5	1 5 0	7 5	3 7 . 5
④に該当	複数	5 0	2 0 0	1 0 0	5 0
	単数	3 7 . 5	1 5 0	7 5	3 7 . 5
費用負担	国 1 / 2 : 県 1 / 2				

※加算支援金

- (ア) 住宅を建設、又は購入する世帯
- (イ) 住宅を補修する世帯
- (ウ) 住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯

4 租税等の徴収猶予及び減免等【総務部、関係部】

り災した納税義務者等に対する、税の徴収猶予及び減免等については、地方税法及び市条例等により、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 市税の徴収猶予及び減免

市長は、り災した納税義務者等に対し、法令及び条例等の規定に基づき、申告、申請、請求、その他、書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

□ 期限の延長及び猶予

① 期限の延長（地方税法第20条の5の2、草加市税条例第18条の2）

市長は、災害により、地方税法又は、これに基づく条例に定める申告等その他、書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、災害が止んだ後2か月以内（特別徴収義務者については30日以内）に限り、当該期間を延長する。また、災害が広域にわたる場合は、職権により適用の地域、期日等を指定して当該期間を延長する。

② 徴収猶予（地方税法第15条）

市長は、納税者又は特別徴収義務者が災害により、財産に損害を受け、市税を一時的に納付又は納入することができないと認めるときは、その者の申請に基づき1年以内の期間を限りその徴収を猶予することができる。なお、やむを得ない理由があると認めるときは、更に1年以内の延長を行うことができる。

□ 減免

① 市民税（草加市税条例第51条）

り災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。

② 固定資産税（草加市税条例第72条）

り災した固定資産（土地、家屋、償却資産）の被災程度に応じて減免を行う。

③ 国民健康保険税（草加市国民健康保険税条例第11条の3）

り災した納税者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。

(2) 国税等の徴収猶予及び減免

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他、書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

(3) 国民年金保険料の免除

年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、社会保険事務所に免除を申請する。（国民年金法第90条）

(4) 老人ホーム措置費用の徴収額の減免

災害、その他、やむを得ない理由により費用の徴収額を納入することが困難であると認めたときは、減額又は免除することができる。ほかに、市の高年者施設利用について減免制度がある。（草加市老人ホーム措置費用の徴収に関する規則第5条）

(5) 介護保険料の減免

第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け、保険料の減免が必要と認められるときは、介護保険料を減免する。（草加市介護保険条例第11条）

(6) 介護保険サービスの利用者負担額の減免

災害により、居宅サービス（予防を含む。）、地域密着型サービス（予防を含む。）、施設サービス等に必要な費用を負担することが困難であると認められるときは、利用者の負担額を減免する。（草加市介護保険条例施行規則第22条）

(7) 障がい福祉サービス利用料の減額・免除

災害により、障がい福祉サービスに要する費用を負担することが困難な支給決定者（共同生活介護、施設入所支援、共同生活援助又は指定旧法施設支援の支給決定を受けた者（生活保護受給者を除く。））に対し、利用者負担額の減額・免除を行う。（草加市障害者自立支援法施行細則第12条）

(8) 国民健康保険一部負担金の減免

被保険者が震災、風災害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受けた場合や、事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少したときは、その申請により必要があると認められるものに対し、一部負担金を減免する。（草加市国民健康保険に関する規則第12条）

(9) 後期高齢者医療制度に係る一部負担金の減免について

被保険者が、震災、風水害、火災、その他、これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた場合には、その申請により一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金の減免を行う。（高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項及び施行規則第33条第1項）

(10) 後期高齢者医療保険料の徴収猶予について

埼玉県後期高齢者医療広域連合長は、被保険者又は生計維持者が、震災、風災害、火災、その他、これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたことにより、保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合には、その申請により納付することができないと認められる金額を限度とし6か月以内の期間に限りその徴収を猶予することができる。（埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第17条）

(11) 後期高齢者医療保険料の減免について

埼玉県後期高齢者医療広域連合長は、被保険者又は生計維持者が、震災、風災害、火災、その他、これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合には、その申請により被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認められたものに対し、保険料を減免する。(埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第18条)

(12) 児童クラブ保育料の減免

災害、その他、やむを得ない理由がある世帯は一部減額又は全額免除する。

(草加市立児童クラブ設置及び管理条例施行規則第10条第2項第4号)

(13) 保育料の減免

保育料負担者が災害により著しい損失を受け、保育料の全部又は一部を負担することが困難であると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。(草加市保育料の徴収に関する規則第4条)

5 生活保護【健康福祉部】

生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査の上、困窮の程度に応じた最低生活を保障する。

6 郵便物の特別扱い【郵便事業株式会社】

災害が発生した場合、その被害状況及び被災地の実状に応じて、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策を実施する。

(1) 郵便関係

ア 被災者に対する郵便葉書の無償交付等

会社は、被災者（法人を除く。）に対し料額印面のついた郵便葉書及び郵便書簡を無償で交付し、又は当該被災地の被災者が差し出す郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）を免除することができる。(郵便法第18条)

イ 救助用の郵便物等の料金の免除

会社は、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他、総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の物を内容とする郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）を免除することができる。

第3 農業・中小企業への支援

本市は、風水害により被害を受けた農業者又は団体に対し復旧を促進し、農業生産力の維持増進と経営の安定に向けた各種支援法による融資の円滑化を図るとともに、農業災害補償法に基づき、農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化、仮払いにより早期に共済金の支払いができるよう措置を講じる。

なお、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう業務の適正かつ迅速化に努める。また、被災した中小企業に対しては、各種融資制度の周知を図り、再建を促進するものとする。

1 農林業関係融資【自治文化部】

災害によって被害を受けた農林業者又は団体に対して復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法及び埼玉県農業災害対策特別措置法条例に基づき融資する。

2 中小企業関係融資【自治文化部】

被災した中小企業は県の経営安定資金災害復旧貸付を利用できる。また、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民金融公庫）の融資及び県の制度融資、信用保証協会による融資の保証により施設の復旧に必要な資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

(1) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金償還期間の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対する激甚災害を受ける以前において、小規模事業者等設備導入資金助成法による貸付金（財団法人埼玉県中小企業振興公社が貸与した設備に係る割賦代金を含む。）について、県は償還期間を2年以内において延長することができるものとする。

(2) 保証審査の迅速化

埼玉県信用保証協会に対し、り災者への保証審査の迅速化を要請し資金の円滑化を図るよう要請する。

(3) 資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請する。

(4) 資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

(5) 中小企業者に対する周知

中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

第4 住宅の建設等

災害により住宅を減失した被災者の住居の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

1 災害公営住宅の整備等 【都市整備部】

応急仮設住宅への一定期間居住後の住宅として、自己の資金では、住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を整備するものとする。また、県に対しては、適切な指導・支援を要請するものとする。

2 公営住宅の空き家の活用 【都市整備部】

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当するものについては、同条に規定する公営住宅の入居資格者の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅・公的住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できるよう、県や機構等に要請するものとする。

第2節 公共施設等の復旧

道路、河川等の公共土木施設及び上下水道、電気、ガス、電話、交通等の都市施設は、市民生活の基幹をなすものであり、市民の都市生活上極めて重要な機能を持っている。これらの施設については、被災した施設の原形復旧に併せて、再度の災害発生による被害を防止するため、必要な対策又は改良等を実施するなどの、将来の災害に備える事業計画を策定し、復旧の早期実施を図る。

第1 公共土木施設等の復旧計画

第2 都市施設の復旧計画

第1 公共土木施設等の復旧計画

公共土木施設が災害等により被害を受けた場合は、各施設管理者は、被害状況を調査し復旧に努めるものとする。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を要するものについて、迅速かつ計画的に実施する。

1 基本方針

(1) 復旧事業実施体制

災害によって被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等の活動体制について、必要な措置を行う。

(2) 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成する。県又は市、その他の機関は、国又は県による費用の一部負担又は補助の対象となる事業について、復旧事業費の決定を受けるための査定計画を作成し、その査定実施が速やかに行われるよう努める。

(3) 緊急査定の促進

被災施設の災害の程度によって、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度の災害を防止して速やかに効果を上げるため、関係機関は十分な連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業費が決定され次第、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実行効率を上げるように努める。

2 河川

河川が災害等により被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、国・県管理河川については各河川管理者に復旧の依頼を、市管理河川については復旧を行うものとする。特に、公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

(1) 堤防の決壊で市民の日常生活に重大な影響を与えているもの

- (2) 護岸等の決壊で破堤のおそれのあるもの
- (3) 河川護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- (4) 河川の埋そくで、流水のそ通を著しく阻害するもの

3 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁、道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに把握し、公益占用物件等の復旧計画と調整を計り、被害を受けた施設を復旧する。公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

- (1) 道路、橋りょう、道路付属物の被害により、交通が不可能又は著しく困難であるもの
- (2) 道路、橋りょう、道路付属物の被害で、これを放置することにより、二次災害が生じるおそれのあるもの

第2 都市施設の復旧計画

災害時には、上下水道施設、電気施設、電気通信施設、ガス施設、交通施設などの都市施設に被害が生じることが考えられる。これらの施設は、市民の生活と密着しているものであり、その影響は極めて大きい。このため、これらの施設の機能を一刻も早く回復し再開することが必要である。

1 水道施設

災害発生後、次の優先順位に従い、配水調整等により順次給水区域を拡大しつつ、速やかな復旧に努める。

- (1) 浄配水場施設
- (2) 特に重要と認められる管路及び施設
- (3) 配水管等一般管路
- (4) 給水装置等

2 下水道施設

(1) 下水管渠及びマンホールポンプ施設

速やかに被害状況を調査し幹線管渠を優先的に復旧させ、緊急避難路、緊急輸送路を確保し、順次速やかにその他の管渠及びマンホールポンプ施設の復旧を行い、機能回復を図る。（中川水処理センターとの調整も図る。）

(2) し尿処理

下水道施設の復旧が完了するまでの間、避難所の仮設トイレのし尿は、投入箇所を指定し処理を図る。

第3節 激甚災害に関する調査及び指定の促進

激甚法に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。

《 激甚災害の指定に係る構成内容 》

第1 激甚災害の指定

第2 特別財政援助額の交付手続等

第1 激甚災害の指定

1 激甚法による財政援助【 総合政策部 】

著しく激甚である災害が発生した場合における、地方公共団体の経費の負担の適正化及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律が制定されている。

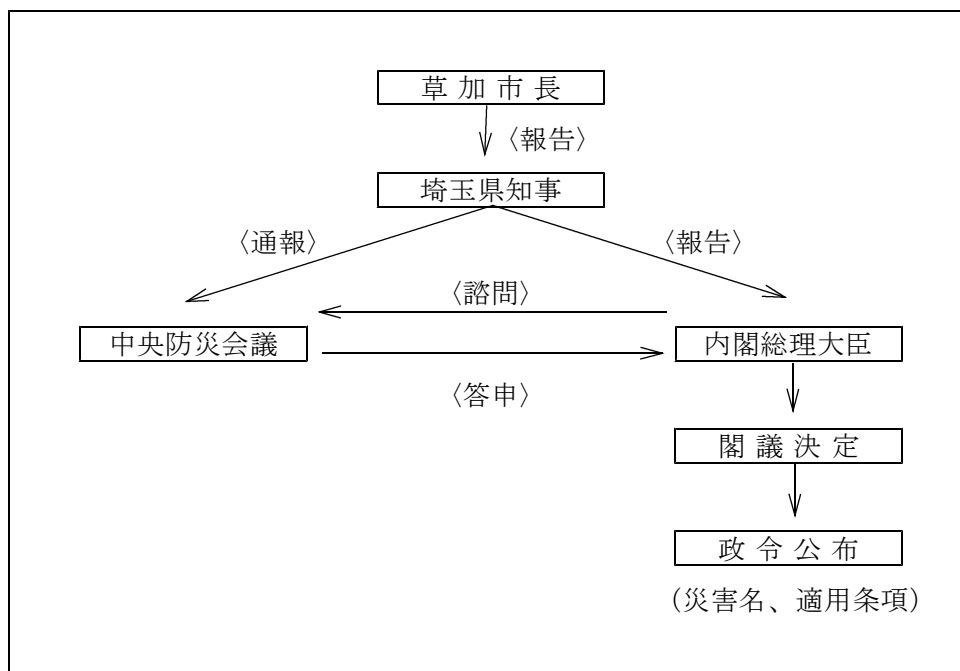
この法律は、激甚災害と指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の助成措置を内容としている。

2 激甚災害指定の手続【 総合政策部 】

市長は、災害が発生した場合は、速やかにその災害の状況及び措置の概要を県知事に報告し、これを受けた県知事は内閣総理大臣に報告する（災害対策基本法第53条）。

内閣総理大臣は、その災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聴いた上で、激甚災害として指定し、その災害に対して採るべき措置を指定する政令の制定により、必要な財政援助措置が採られることとなる。

□ 激甚災害指定の流れ



3 激甚災害に関する被害状況等の報告【 総合政策部 】

(1) 知事への報告

市長は、市内で災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、速やかにその被害状況を県知事へ報告するものとする。

(2) 報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- ⑤ 災害に対する措置
- ⑥ その他、必要な事項

第2 特別財政援助額の交付手続等【 総合政策部 】

市長は激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき調書等を作成し、県知事に提出しなければならない。

《参照》 埼玉県地域防災計画（H19.3） 風水害・事故対策編 第2編 風水害対策編
第3章 災害復旧計画
第3 「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の種類」

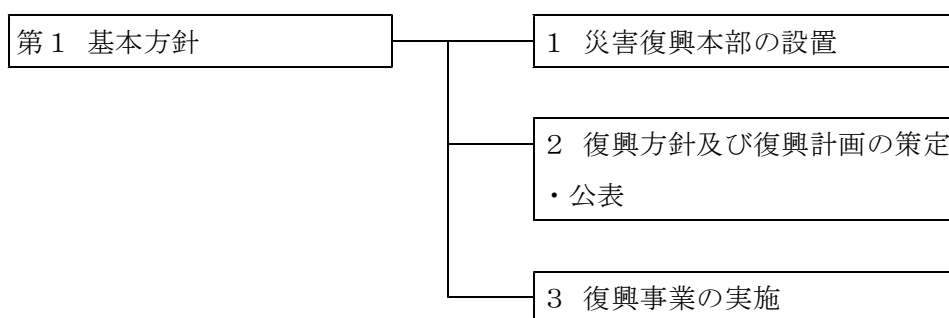
第4節 災害復興の基本方針

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等を、よりよいものに改変する復興計画を速やかに作成し、計画的な復興事業を推進する。

第1 基本方針

風水害によって、本市内の広い地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、市の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、市の復興計画を速やかに作成し、復興事業を推進する必要がある。

ここでは、災害復興を円滑に進めるため、災害復興事業の基本となる方針を定める。



1 災害復興本部の設置 【関係各部】

市は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合には、市長を本部長とする災害復興本部を速やかに設置する。

2 復興方針及び復興計画の策定・公表 【関係各部】

市は、災害により大規模な被害を受けたときは、その復興に際し、関係機関等との連携を図りつつ、速やかに災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定し、その内容を市民に公表する。

また、市は災害復興方針に基づき、復興に係る最上位計画として、災害復興計画を策定する。災害復興計画においては、市街地復興に関する計画、生活復興に関する計画、産業復興に関する計画、各事業手法・財源確保・推進体制等を明らかにする。

災害復興計画を策定した場合は、その内容を市民に公表する。

3 復興事業の実施【 関係各部 】

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

市は、被災した市街地で土地区画整理事業の必要があると認められる場合は、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行う。

また、市は被災市街地において、土地の区画形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築を制限する必要がある場合には、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

(2) 復興事業の実施

市は、災害復興に関する専管部署を設置し、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。事業の実施に当たっては、関係住民に理解を求めるように努める。

第 3 編

事故災害対策編

第3編 事故災害対策編

第1節 大規模火災対策計画

密集した市街地で火災が発生すると、大規模な火災に発展するおそれがある。
災害に強い市街地の整備、災害に強い体制の整備を推進する。

大規模な火災の発生時は、市及び防災関係機関は、消火、避難に関する活動を迅速に行う。また、公共施設やライフラインの応急復旧活動を実施する。

第1 大規模火災予防

第2 大規模火災対策

第 1 大規模火災予防

1 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

市は、火災による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化を図り、水面・緑地帯等の計画的確保により延焼防止帯を確保するとともに、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業及び市街地再開発事業等による市街地の面的な整備を推進し、防火地域及び準防火地域の防火性に配慮した地区計画等の的確な指定等を行い、火災に強い都市構造の形成を図る。

また、消防本部は、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

消防本部は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。

また、事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するように、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行う。

イ 建築物の不燃化

市及び消防本部は、建築物の不燃化を促進するため、次の対策を推進する。

■ 建築物の不燃化の対策

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①都市計画法第 8 条第 1 項第 5 号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大②市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備③消防法第 7 条の規定による建築同意制度の効果的な運用④高層建築物等に係る防災計画指導 |
|--|

(3) 火災発生原因の制御

ア 建築物の防火管理体制

消防本部は、学校、工場等収容人員 50 人（病院、劇場、百貨店等 30 人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるよう指導する。

防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。また、消防本部は、防火管理者を育成するため、防火管理に関する講習会等を開催し、防火管理能力の向上を図る。

イ 予防査察指導の強化

消防本部は、消防法の規定に基づき、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう防火対象物の防火責任者に対して指導する。

ウ 高層建築物等の火災予防対策

消防本部は、高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図る。

エ 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、市消防機関は、関係機関の協力を得て年2回春季と秋季に火災予防運動を実施する。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡

ア 情報の収集・連絡体制の整備

市は、市消防機関、関係市町村、関係都県、警察、国等の関係機関との間において、夜間、休日の場合等においても対応できる、情報収集・連絡体制を整備する。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビシステム等の画像情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図る。

イ 通信手段の確保

市は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政用無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制

各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

イ 防災関係機関相互の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておく。

(3) 消火活動体制の整備

消防本部は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、ため池等についてもその状況を把握し、指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

また、平常時から消防団及び自主防災会等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 緊急輸送活動への備え

市は、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 避難収容活動への備え

ア 避難誘導

市は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日ごろから地域住民に周知徹底

するとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。

また、大規模火災発生時に高年者、障がい者等の災害時要援護者の適切な避難誘導を図るため、施設周辺の自主防災会、ボランティア団体の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施する。

イ 避難所

避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及を図る。

さらに、密集市街地における大規模火災が発生した場合を勘案し、あらかじめ広域避難地を選定・確保する。

(6) 施設、設備の応急復旧活動

事業者、その他関係機関は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておく。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報・広聴体制を整備する。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 訓練の実施

消防本部及び事業者は、大規模火災を想定し、住民参加による、より実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施する。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

消防本部は、事業者が訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

3 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

市消防機関は、関係機関の協力を得て、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施し、市民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時に取るべき行動や避難所での取るべき行動等について周知徹底を図る。

また、学校等の教育機関、自主防災会等においては、防災に関する教育の充実に努める。

(2) 防災関連設備等の普及

市消防機関は、住民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者への配慮

関係各部署は、防災知識の普及、訓練を実施する際、高年者、障がい者、外国

人等といった災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

第2 大規模火災対策

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

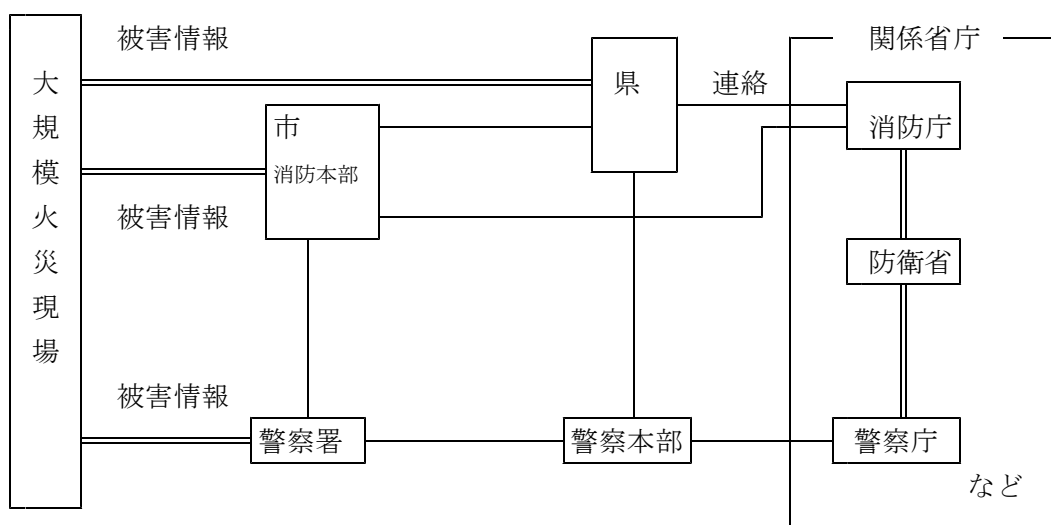
ア 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

イ 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は、次のとおりである。

[大規模火災情報の収集・連絡系統]



ウ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

市、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行う。

(2) 通信手段の確保

市、防災関係機関は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、市等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

(1) 自衛隊の災害派遣要請

市は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

(2) 市の活動体制

市長は、発災後、火災の規模、延焼拡大の可能性等の状況に応じて、職員を動

員し、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し必要な措置を講じる。

また、必要に応じて災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、関係機関等との連携の下、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

(3) 事業所の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後、速やかに火災の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、従業員の非常招集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講じる。

(4) 広域的な応援体制

市長は、被害の規模に応じて特に必要と認めるときは、知事に応援を要請する。

3 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

4 避難収容活動

消防本部は、火災発生後随時、火災の規模、延焼拡大の可能性等を検討し、住民の避難が必要と判断した場合は、速やかに、指定避難所から延焼危険の無い避難所を選定し、関係機関に連絡するとともに、相互に協力して延焼危険区域の住民の避難誘導を実施する。

5 施設・設備の応急復旧活動

市及び公共機関は、専門技術を持つ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

6 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 市民及び被災者等への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、市防災行政用無線、掲示板、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て、大規模火災の状況、避難に関する情報、安否情報、医療機関に関する情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通対策の状況等の情報を、適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、高年者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に対する配慮を十分に行う。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第2節 危険物等災害対策計画

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物を取り扱う事業者に対して、法令に基づき施設や設備の維持管理又は改善の指導を行うとともに、高圧ガス、毒物・劇物は検査指導等を行い、事故の予防に努める。

危険物等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、施設管理者は消防本部や警察署等に通報、届出するとともに、二次災害の防止等の応急措置を講ずる。

サリン等による人身被害が発生した場合、市、市消防機関及び警察は必要な職員を動員、配備し、周辺の市民の避難、救出救助、医療救護等に関する活動を迅速に行うとともに、必要に応じて県や自衛隊に応援を受ける。

第1 危険物等災害予防

第2 危険物災害応急対策

第3 高圧ガス災害応急対策

第4 火薬類災害応急対策

第5 毒物・劇物災害応急対策

第6 サリン等による人身被害対策

第1 危険物等災害予防

《 現況 》

市内の危険物、高圧ガス及び毒劇物の貯蔵・取扱施設の状況は次のとおりである。

□ 危険物施設等の設置状況 (平成20年4月1日現在)

施 設 区 分			数	総 数
危険物施設保有事業所			204	204
危険物施設	製造所		23	405
	貯蔵所	屋内貯蔵所	93	
		屋外タンク貯蔵所	47	
		屋内タンク貯蔵所	6	
		地下タンク貯蔵所	88	
		移動タンク貯蔵所	37	
	取扱所	屋外貯蔵所	5	
		給油取扱所	53	
		販売取扱所	6	
		一般取扱所	47	
	少量危険物貯蔵所・取扱所			375
高圧ガス施設	高圧ガス製造所		20	33
	高圧ガス貯蔵所		13	
毒劇物取扱施設	毒物貯蔵所		32	125
	劇物貯蔵所		93	

1 危険物

(1) 予防対策

ア 消防本部は、次により危険物製造所等の整備改善を図る。

(ア) 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。

(イ) 立入検査を励行して災害防止の指導をする。

イ 消防本部は、次による危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

(ア) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

(イ) 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。

(ウ) 法定講習会等の保安教育を徹底する。

ウ 消防本部は、次により施設、取扱いの安全管理を図る。

(ア) 施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。

(イ) 危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

2 高圧ガス

(1) 予防対策

- ア 消防本部は、高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。
- イ 消防本部は、埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導を行う。
- ウ 消防本部は、高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

3 銃砲・火薬類

(1) 予防対策

- ア 消防本部は、猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い、災害を防止し、公共の安全の確保を図る。
- イ 消防本部は、埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導に当たる。

4 毒物・劇物

(1) 予防対策

- ア 保健所等の関係各機関は、毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- イ 保健所等の関係各機関は、埼玉県毒物劇物協会の協力の下に、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導に当たる。

5 災害情報の伝達

(1) 市民等への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、市防災行政用無線、掲示板、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て、災害状況、避難に関する情報、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制の状況等の情報を、適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、高年者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に対する配慮を十分に行う。

第2 危険物災害応急対策

1 応急措置

施設管理者は、災害が発生した場合は、市消防機関、警察署、関係機関との連絡を密にし、速やかに次の措置を講じる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他、災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第3 高圧ガス災害応急対策

1 応急措置

- (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成 17 年 4 月 1 日施行）」に基づき応急措置を実施する。

- (2) 施設等の管理者は、市消防機関、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。

イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。

ウ 以上の措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。

エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

オ 災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市長が基準適合命令を発する。

【資料】

水1-1 埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成 17 年 4 月 1 日施行）

第4 火薬類災害応急対策

1 応急措置

施設管理者は、市消防機関、警備責任者等と連絡を密にし次の措置を講じる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか又は搬送の余裕が無い場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等、安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕が無い場合は、火薬庫にあつては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置を採り、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

第5 毒物・劇物災害応急対策

1 応急措置

施設管理者は、市消防機関、警備責任者等と連絡を密にし次の措置を講じる。

- (1) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- (2) 災害をまぬがれた貯蔵施設等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- (3) 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員・資材確保等の活動体制を確立する。

第6 サリン等による人身被害対策

1 活動体制

市長は必要に応じて、草加市災害対策本部要綱別表第2に規定する各配備を発令するものとする。

市は、当該市域に人身被害が発生した場合においては、法令等の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

2 応急措置

(1) 情報収集及び報告

市は、当該市域内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県及び警察署等に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

通報を受けた防災関係機関は迅速、確実な原因物質の解明に努め、応急措置を速やかに実施するものとする。

(2) 救出、救助、救急搬送

二次災害の防止を十分に考慮し、市消防機関、警察、自衛隊を主体とした救出、救助、救急搬送の活動に当たる。

(3) 立入禁止等の措置

市消防機関及び警察は、法令等の定めるところにより人身被害にかかわる建物、車両、その他の場所への立入りを禁止し、また、これらの場所にいる者を退去させる。

(4) 避難誘導

市長、警察官等は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難の勧告又は指示を行う。

(5) 汚染除去

汚染除去は、県知事が自衛隊に要請する。

第3節 放射性物質事故災害対策計画

放射性物質の取扱等を規制することは国の所掌事項であるが、放射性物質事故による影響は地域において甚大となることから、関係機関との連携、応急資器材の確保、避難等の事項について定めることとする。

第1 放射性物質事故災害予防

第2 放射性物質事故災害応急対策

第1 放射性物質事故災害予防

1 関係機関との連携体制の整備

市は、放射性物質の輸送中に事故が発生した場合における、消防、県、警察、国、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

また、市は、放射性同位元素使用施設の管理者と、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等、放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ通報連絡体制を整備する。

さらに、放射性物質事故が発生した場合の職員の非常参集体制を整備するとともに、活動手順や資器材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について、職員への周知を図る。

2 緊急被ばく医療機関との連携

市は、県があらかじめ把握する放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する医療機関等との連絡体制を整備しておくものとする。

3 資器材の確保

市及び市消防機関は、放射性物質事故に備えて、救急・救助活動に必要な放射線防護資器材の整備に努めるものとする。

4 避難収容活動への備え

市は、放射性物質事故が発生した場合の避難収容施設を、あらかじめ検討・指定するとともに、市民に周知する。

□ 放射性同位元素取扱事業所一覧表（平成20年4月現在）

NO.	事業所名	所在地	品名	数量	保管方法	届出年月	防護服・測定器	放射線取扱部署 電話番号
1	関東化学(株)草加工場	稲荷1-7-1	硝酸トリウム	1. 85kg	ポリ瓶	H6/4	サーベイメーター	試薬生産技術第2課 931-1331
2	クレシア東京工場(株)	松江4-2-16	147PM	12. 95GBp	密封	H11/10	ポケット線量計 サーベイメーター フィルムパッチ	技術部 931-1151
3	日本大昭和板紙(株)	松江4-3-39	クリプトン85	15. 54GBp	密封	S57/1	サーベイメーター ポケット線量計	動力課 931-9571
			クリプトン85	15. 54GBp	密封	S59/5		
			クリプトン85	9. 25GBp	密封	H7/12		
			クリプトン85	37. 0GBp	密封	S60/5		
4	平岡織染(株)草加工場	松江4-1-8	クリプトン85	1. 48GBp	密封	H10/4		品質管理課 931-5113
5	産業分析センター	谷塚町405	ニッケル63	0. 555GBp	密封	H6/7		業務課 924-7151

備考：(1)数量の単位は、消火活動上支障を生ずる物質の指定(平成3年 消本告示第3号)の規定に基づく届出のとおり。

- (2) ・MBp(メガ・ベクレル)
・GBp(ギガ・ベクレル)
・1GBq=1, 000MBq

(3)上記の事業所にあつては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年6月10日法律第167号)

第21条の規定に基づき、放射線障害予防規定を作成(変更の場合も含む。)し、科学技術庁長官に届け出なければならない。

(4)その他、同法律第22条(教育訓練)、第23条(健康診断)、第24条(放射線障害を受けた者等に対する措置)、第25条(記帳義務)等が定められている。

※ 消防署救助隊装備品 ・放射線防護服 2着
・放射線測定器 2台

第2 放射性物質事故災害応急対策

1 応急活動体制

(1) 市消防機関及び他消防機関等の対応

放射性物質等輸送事故の通報を受けた市消防機関及び他消防機関等は、直ちにその旨を市長、消防庁及び県に報告し、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救急救助等の必要な措置を講ずる。

(2) 市の対応

ア 災害対策本部の設置

市長は、事故発生の報告を受け、必要があると認めた場合は災害対策本部を設置し、県知事に設置状況等を報告する。

イ 自衛隊の災害派遣要請

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

ウ 広域的な応援体制の確立

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、協定市区町村等に応援要請を行い、広域的な応援体制を確立する。

2 情報の収集連絡体制

(1) 事故情報の収集連絡

事業者等から収集した重要な情報については、市長に報告するとともに、県及び警察署、防災関係機関等に連絡する。

(2) 応急対策活動情報の連絡

市長は、応急対策の活動状況等及び応援の必要性等を県に連絡する。

(3) 通信手段の確保

市長及び防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。

また、電気通信事業者は、市町村等及び県の防災関係機関の通信を優先的に確保する。

3 消火活動

市消防機関は、県職員、事業者、専門家からの情報及び意見をもとに、消火活動方法の決定及び安全性の確保を行い、迅速に消火活動を行う。

4 原子力緊急事態宣言発生時の対応

(1) 災害対策本部の設置

市が、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第15条に規定する、原子力緊急事態宣言の緊急事態応急対策を実施すべき区域に指定された場合、市長は、市災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の解除がなされたとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めたときは、市長は災害対策本部を閉鎖する。

5 緊急輸送活動

市長は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が、傷病者の被ばく状況等を確認し、二次汚染を防止する処置を施し安全が確保された後に行う。

6 避難活動

(1) 退避、避難等の基本方針

内閣総理大臣が原災法に基づき原子力緊急事態宣言を発出し、屋内退避又は避難に関する指示があったとき、若しくは核燃料物質等の放射線被ばくから市民を防護する必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の勧告又は指示の措置を講ずる。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は下表に示したとおりである。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、更に高年者、障がい者、外国人、その他の災害時要援護者にも十分配慮する。

(2) 警戒区域の設定

ア 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報や専門家の助言等に基づき、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

イ 屋内退避、避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を指定した場合、県知事に報告し、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避又は避難の措置を市民に講ずるよう指示等をする。

なお、市域を越えてこれらの退避又は避難を行う必要が生じた場合においては、市長は県知事に対し、受入先の市町村が収容施設の供与及びその他の災害救助を実施するよう要請する。

ウ 関係機関への協力の要請

市長は、警戒区域を設定したとき、警察署、その他の関係機関に対し、協力を要請する。

(3) 退避、避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の市民に対して、防災行政用無線等を通じ自宅等の屋内に退避する等、必要な指示をする。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高年者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずる。

(4) 災害時要援護者への配慮

乳幼児や児童、妊産婦、高年者、障がい者等に関する避難誘導や避難所生活に

十分配慮する。

7 規制措置

(1) 飲料水、飲食物の摂取制限

市長は、警戒区域を指定した場合等、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ当該区域等における飲料水、飲食物の摂取制限を行う。

(2) 解除

市長、消防本部、事業者及び警察署等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題が無いと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、また、原子力緊急事態宣言の解除があったときは、交通規制、避難又は退避の指示、警戒区域、飲料水や飲食物の摂取制限等の各種制限措置の解除を行う。

8 被害状況の調査等

(1) 被害調査

市は県の指示に基づき、次に掲げる事項に起因して被災地の市民が受けた被害について調査する。

被害調査項目

- | |
|---|
| 1) 退避、避難等の措置
2) 立入禁止措置
3) 飲料水、飲食物の制限措置
4) その他、必要と認める事項 |
|---|

9 事故情報の収集連絡

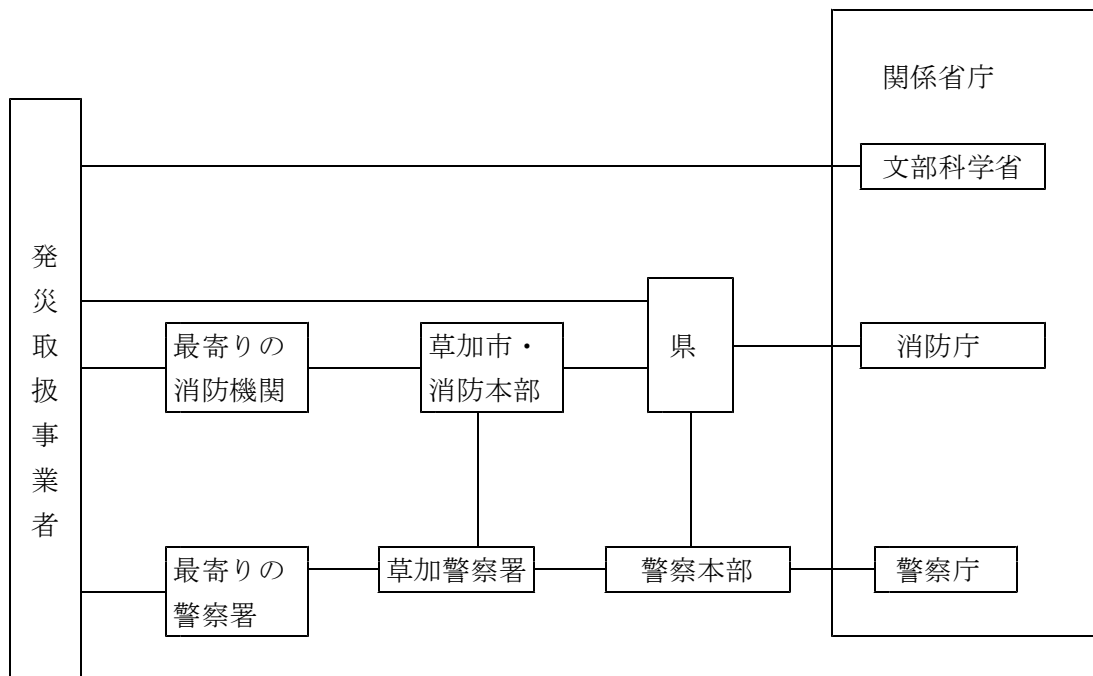
事業者等から受けた情報について、県、警察署及び防災関係機関等に連絡するとともに、市長に状況を報告する。

事故情報収集連絡内容

- | |
|---|
| ・ 事故発生の時刻
・ 事故発生の場所及び施設
・ 事故の状況
・ 気象状況（風向、風速）
・ 放射性物質の放出に関する情報
・ 予想される災害の範囲及び程度等
・ その他、必要と認める事項 |
|---|

1 0 事故情報の収集連絡系統

放射性物質取扱施設等における事故情報の収集連絡系統は以下のとおりである。



1 1 応急対策活動情報の連絡

県に応急対策の活動状況等を連絡するとともに、応援の必要性等を併せて連絡する。

1 2 通信手段の確保

事故発生後、直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。

第4節 道路災害対策計画

地震や水害、その他の理由により橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

第1 道路災害予防

第2 道路災害応急対策

第1 道路災害予防

1 道路の安全確保

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

市は、熊谷地方気象台が発表する気象、地震等に関する情報を有効に活用するため、その情報を活用できる体制を整備しておく。

また、市は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

(2) 道路施設等の整備

ア 危険箇所の把握

市は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者並びに地域住民や道路利用者へ広報する。

イ 予防対策の実施

市は、以下の各予防対策に努める。

(ア) 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。

(イ) 道路における災害を予防するため、必要な施設整備を図る。

(ウ) 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制整備に努める。

また、市は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。

ウ 資機材の整備

市は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておく。

2 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、市消防機関、関係市区町村、県、警察署、国等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(2) 通信手段の確保

市は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政用無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

3 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制の整備

市は、職員の動員体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の動員体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、災害発生現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前に関係機関との連携を強化しておく。

4 緊急輸送活動体制の整備

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、市は発災時の道路管理体制の整備に努める。

5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。また、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

第2 道路災害応急対策

1 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

(2) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

市及び県、防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、県及び市の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

市は、災害発生後速やかに職員の動員を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

市は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携の下、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

また、草加市建設業振興会及び草加環境事業協同組合（以下「協力事業体」という。）と締結している「災害時における応急対策業務に関する協定」（以下「災害協定」という。）に基づき災害応急対策業務の協力を要請する。

3 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市は、県と協力し車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

また、災害協定に基づき、協力事業体に対して道路の緊急点検、損壊箇所の修復及び障害物の撤去等を要請する。

4 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

市は、県及び防災関係機関と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、防災行政用無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高年者、障がい者、外国人等といった災害時要援護者に対して十分に配慮する。

(2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、災害発生後やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

第5節 鉄道災害対策計画

市域における列車の衝突、脱線、てん覆、その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道事故発生時における応急救助対策について定める。

第1 鉄道事故対策

市は、軌道内、駅構内等の鉄道敷地内において、鉄道事故災害対策活動を実施する場合は、鉄道事業者の承諾を得て、その指示に従い、活動の安全を確保した後、実施する。

また、鉄道敷地外においての鉄道事故対策活動に当たっては、必要に応じて、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得よう努める。

1 連絡通報体制

市は、市域内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害対策活動に関する、市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

2 避難誘導

市は、鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、鉄道事業者に協力して避難誘導の支援を行う。

なお、避難誘導の際は、高年者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者の優先等に配慮する。

3 救出・救助

市は、市消防機関を主体とした救出・救助活動の実施と併せて、「鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書」等に基づき、列車運行状況、監視員配置状況、電源遮断状況等の救出・救助活動の安全に関する情報を収集し、直ちに活動現場へ通知して活動隊員の安全を図るとともに、警察等の関係機関との相互情報交換を緊密にする。

【資料】

震6－4 鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書

4 医療救護

市は、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、県及び関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

5 応援要請

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。

第6節 航空災害対策計画

航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う事故が市内に発生した場合に、迅速に対応するための対策について定める。

第1 活動体制

市は、市域内で航空機による事故が発生した場合、法令等の定めるところより、他の自治体及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

第2 応急措置

1 情報の収集

市は、市域内に航空機による事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市が既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

2 避難誘導

市は、航空機による事故が発生し、乗客等生存者の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高年者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者を優先して行う。

3 災害現場周辺の住民の避難

航空機による事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は避難の勧告又は指示を行う。

4 救出・救助

市は、市消防機関を主体とした救出・救助活動に当たるとともに、協力者の動員を図る。また、警察等と連携して救出・救助活動を進め、危険箇所の監視等を行う。

5 医療救護

市は、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、県及び関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

6 消火活動

航空災害は、市街地に墜落した場合には、火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、市消防機関を主体とした活動を市が行う。

7 応援要請

航空機による事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。

第7節 雪害予防計画

大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るための予防対策について定める。

第1 雪害予防対策

1 道路交通の確保

道路交通を確保するため、関係機関は除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制等の状況を収集し、周知を図る。

2 鉄道輸送の確保

鉄道輸送を確保するため、鉄道機関は融雪用資材の保守点検、降雪状況に応じた除雪作業、凍結防止のための列車の運行及び要員の確保を充実させる。

3 通信及び電力供給の確保

通信及び電力供給を確保するため、関係機関は降雪対策用設備、機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪作業及び要員の確保を充実させる。

第8節 文化財災害対策計画

市内の文化財を正しく後世に伝えるため、災害からの保護対策について定める。

第1 文化財災害対策

1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

2 文化財の防火対策

市民の財産である文化財を火災等から保護するため、文化財の所有者・管理者と連携し、必要に応じて次の事項に対し助言、指導等を行うものとする。

(1) 火災予防体制

- ア 防火管理体制の整備
- イ 文化財に対する環境の整備
- ウ 火気使用の制限
- エ 火気の厳重警戒と早期発見
- オ 自衛消防隊と訓練の実施
- カ 火災発生時における措置の徹底

(2) 防火施設の整備

- ア 火災報知設備及び非常警報設備等の整備
- イ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実
- ウ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備

3 防災意識の啓発

次により防災意識を高める。

- (1) 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- (2) 所有者・管理者に対する啓発

4 被害状況の報告

文化財等の所有者及び管理者等から寄せられた被害状況を整理し、国及び県等の関係機関に報告する。

第9節 大規模感染症対策計画

細菌やウイルスなどの病原体が体内に入って増殖し、熱や呼吸困難などの症状を起こすことを感染症という。最近の医学・医療の進歩、衛生水準の向上にもかかわらず、新たに発生する感染症や、一時は減少していた患者発生が最近に至って増加する感染症は後を絶たない。特に、平成19年から指定感染症に指定されている高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）は、ヒト—ヒト感染をする新型インフルエンザに変異して急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす可能性が懸念されている。

感染症対策は、厚生労働省の所管として、一般に防災対策に区分されていないが、新型インフルエンザ等の大規模感染症の場合は、広範囲にわたる重大な健康被害のみならず、深刻な社会的機能の混乱を引き起こすおそれがあり、その市町村レベルにおける対策は、他の防災対策に準ずる内容となることから、本防災計画に大規模感染症対策を加え、当面最も懸念されている新型インフルエンザに焦点を当てて記述する。他の感染症でパンデミック又はそれに準じるものが発現した場合は、本計画を参考に、適合する内容に仕立て用いるものとする。

第1 大規模感染症予防

第2 大規模感染症応急対策

第1 大規模感染症予防

新型インフルエンザは、鳥インフルエンザが感染を繰り返すうちに変異して発生することが想定されている。また、通常のインフルエンザとの交雑が変異を促進するおそれも指摘されている。その点から、予防対策の第一の柱は、個々の市民がインフルエンザに極力かからず、また、流行を抑えてウィルスの世代交代と交雑の機会を減らし、変異の確率を下げることにある。また、パンデミックとなった場合に備えての準備態勢を整えることが第二の柱となる。

市は、国及び県の指定する危機管理レベル等にとっとり、県とよく連携を保ちながら予防対策を講じる。

1 インフルエンザの防止

市は県等と連携し、各種機会を捉えて、市民にインフルエンザの予防を呼び掛ける。

個人レベルのインフルエンザ予防策は次のとおり。

(1) 感染の予防

ア 感染者

インフルエンザは感染者の咳、くしゃみ、唾などの飛まつに含まれるウィルスを吸入して感染する。そのため、感染症状のある人はマスクの着用及び手洗いを励行し、咳をする場合はティッシュなどで口、鼻を押さえ、人のいない方向を向き、他の人から1 m以上離して行うなど、「咳エチケット」を守り、感染の拡大の抑制を図る。

イ 未感染者

(ア) 日常の予防措置

市民は外出後のうがいや手洗いを日常的に行い、流行地への渡航、人混みや繁華街への外出を控える。また、十分に休養を採り、体力や抵抗力を高め、日ごろからバランスよく栄養を採り、規則的な生活に心掛ける。

(イ) 予防接種

新型インフルエンザとの重複感染を予防するために麻疹（はしか）や通常のインフルエンザ等、発熱性の疾患について法に基づく定期の予防接種又は任意の予防接種を行う。

(ウ) 関連情報の取得

日ごろからの準備が大切であることを理解し、今後の状況に注意する。

2 パンデミックへの備え

(1) 市の準備

市は新型インフルエンザがパンデミックとなった場合に備えて、次の準備を行う。

ア 独居家庭等の把握

市は町内会等と連携して独居家庭や高年者世帯、障がい者の世帯等新型イン

フルエンザの感染で生活に支障を生じるリスクの高い世帯の把握に努める。

イ 防護具・資財の備蓄

市は新型インフルエンザの在宅患者を見回るために必要な個人防護具・資材のリストアップと必要となる備蓄量の把握を行い、必要な場合は備蓄を開始する。

ウ 情報の収集及び提供

情報を収集し、県の保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できる体制を整える。また、感染者の社会的な差別や偏見が起こらないように、感染症は誰にでも患する可能性があること等、広報等を通じて住民に啓発する。

エ 食料等の配達の準備

新型インフルエンザの発生時には市民の外出も最低限まで控えることが推奨され、特に感染者周辺地域の住民に自宅待機を要請する場合もある。また、需要の急激な拡大等から食料等の生活必需品の入手も困難になることも考えられる。そのような場合に備えて生活必需品の効果的な市民への配達等の手順を検討する。

(2) 市民の準備

ア 家庭における対応計画

次のような事項について、あらかじめ家庭内で役割分担を相談し方針を決めておく。

- ・ 本人、家族が感染して一定期間の自宅待機になった場合
- ・ こどもの学校が長期に休みになった場合
- ・ 勤務状況の変更が余儀なくされた場合

イ 家庭における備蓄

パンデミックになると、生活に欠かせない活動に影響が出ることも想定され、感染を防ぐためには不要不急の外出を差し控えることが原則であることから、災害時と同様に外出しなくても良いだけの最低限（２週間程度）の食糧・日用品等を準備する。

ウ 予防接種の実施

インフルエンザの流行時期には、り患予防又はり患時の重症化を防止するため、自ら進んで予防接種を行う。

第2 大規模感染症応急対策

ヒトーヒト感染（新型インフルエンザ）発生時以降に取るべき対応は国、県とよく連携して推進していくものとする。

1 市の行う対策

(1) 情報提供

県と連携して市民の混乱を避けるために、必要不可欠な情報を適宜提供する。

また、根拠のない虚偽の噂情報や差別につながる情報を助長しないように監視し対応する。

(2) リスクの高い世帯への見回り

市は町内会等と連携して、先に把握した独居老人、その他の、新型インフルエンザへの感染で生活に支障を来すリスクの高い世帯に対し、定期的に異常の有無を確認する。

(3) 不要の外出の自粛の要請

市は地域ごとの実情に応じての不要不急の外出の自粛について町内会、自治会等コミュニティに要請する。

(4) 食料等の配達

外出ができない住民等に対して食料等の配達を行う必要が生ずる場合は、あらかじめ策定した計画に基づき、町内会、自治会等コミュニティと連携して生活必需品の配達を円滑に行う。

(5) 相談窓口の設置

住民からの専門的な相談は、一義的には保健所が担うが、業務多忙のため相談に十分に応じることができない場合は、混乱を回避し、住民の不安を解消するために、保健センター、又はその他の場所に新型インフルエンザに関する専用相談窓口・専用相談電話等を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談や自治体の行う対応策についての質問等、できる限り広範な内容の相談・問い合わせを受ける体制を整える。

2 市民の行う対策

(1) 正しい情報の収集

ア 情報には、国・地方自治体、企業、マスコミ等が提供する情報のほか、噂・デマ情報などがあり、媒体として広報・新聞・雑誌・テレビ・インターネットなど様々であるが、中には情報の信憑性・根拠に関して問題のあるものもあり、特に噂情報には虚偽のものが含まれることが多く、こうした情報を過度に信用してパニックが起こらないように正確な情報を収集し、冷静に対応する。

イ 医療や治安、ライフラインの維持などは国民生活を守るために必須な社会機能の維持を担当する方に優先的にプレ・パンデミック・ワクチンを投与す

る可能性のあることを理解する。

(2) 家族のだれかが発症（発症を疑わせる症状を呈する者を含む。）した場合

ア 地域での患者数がまだ少ない場合

(ア) インフルエンザと思われる症状がある場合は、他の患者への二次感染のおそれを避けるため、保健所等（発熱相談センター）に連絡し、指定された医療機関（発熱外来などを設置）を受診する。

（発熱外来：発熱を訴える患者に対し、他の症状の患者から隔離した場所で外来診察を行うシステム。新型インフルエンザ感染・発症を否定されれば通常の外来での診察になり、新型インフルエンザであれば感染症指定医療機関等入院措置等が採られる。）

(イ) 発熱・咳・のどの痛みなどの症状は、検査をしなければ新型インフルエンザによるものか分別できない。したがって、外出時、家庭内に限らず、咳をする際には「咳エチケット」に十分注意をして、周囲に感染させないように心掛ける。

(ウ) 患者に接触した家族や友人などは、隣人や勤務先、友人などに感染させないように、一定期間の自宅待機を要請され、また状況に応じて予防薬が配布されることがあるので、保健所等からの連絡をよく聞く。

イ 地域で集団発生があり、広がり始めた場合

状況により軽度の患者は自宅で療養をする。家族に患者がいる場合は、家族内での二次感染を防ぐよう、手洗いやうがい等を励行し、患者も家族もマスクをつけ、「咳エチケット」などを心掛けるとともに、患者は極力個室で静養させ、家族の居室と別にするなどの工夫を行う。また、消毒に関して消毒用アルコールは有効であり、家庭内の消毒に用いる。

(3) 集団発生地域共通

ア 学校が一定期間休校になる場合に、子どもたちが、地域で多数集まれば休校の意味がなくなるので、地域で子どもたちが多数で接触しないようにする。

イ 地域での感染を抑制するために、人が大勢集まる催し物は可能な限り延期するか、直接対面しない方法を考慮する。

ウ 町内会や自治会等コミュニティに協力する。コミュニティは食料を始めとする物資の配達の拠点になることも想定されており、自らの身を守ると同時にコミュニティの安全を守ることにつながる。

(4) 医療の確保への協力

パンデミック時には一時的に大量の医療に対する需要が起こるため、医師を始めとする医療従事者や薬剤・医療資材の供給体制等、医療を支えるインフラが極端に脆弱化する。また、パンデミック時であっても、生命にかかわる救急の患者や人工透析などの継続的な治療が必要な患者が居る。よって不要不急の医療機関受診や軽症での救急車要請は控えて、通常の医療の確保に協力することが重要である。

第 4 編

風水害・事故対策編集 資 料 集

風水害・事故対策編 資料集

資料 水 1－1

埼玉県高压ガス事故災害応急対策要領

(平成 17 年 4 月 1 日 施行)

1 趣 旨

この要領は、高压ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の目的である自主保安の促進を踏まえ、高压ガスの製造、貯蔵、移動及び消費等に伴う事故及び災害に対する応急対策に当たって必要な事項を定める。

2 定 義

- (1) 「高压ガス事故災害」とは、高压ガスの製造、貯蔵、移動及び消費等に伴う事故及び災害をいう。
- (2) 「協議会」とは、埼玉県高压ガス地域防災協議会をいう。
- (3) 「連合会」とは、埼玉県高压ガス団体連合会をいう。
- (4) 「防災事業所」とは、協議会が選定する埼玉県高压ガス防災事業所をいう。
- (5) 「防災応援要員」とは、防災事業所が選定した防災活動を行うための要員をいう。
- (6) 「防災資器材」とは、防災活動を行うために必要な資器材をいい、平成 14 年 3 月に県が協議会に対して譲与したものを含む。

3 協力要請

- (1) 県は、高压ガス事故災害に対する防災活動を協議会と連携して行うものとする。
- (2) 県は、高压ガス事故災害が発生し、必要と判断したときは、協議会に対して必要な情報の提供を行い、応急措置及び災害拡大防止措置等の防災活動への協力を要請するものとする。
- (3) 県が協議会に対し協力を要請するときは、文書（様式 1）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- (4) 防災応援要員は、災害発生現場において、消防吏員若しくは消防団員又は警察官に協力し、防災活動を行うものとする。
- (5) 県は、防災活動が適切に行われるよう、協議会の支援に努めるものとする。

4 報告

県は、協議会が県の要請により防災活動を行ったときは、高压ガス事故災害の概要及び応急措置の内容等について、文書（様式 2）により報告を求めるものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

資料 水 1－1 (埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領)

5 防災事業所

- (1) 県は、協議会が防災事業所を選定する場合には、防災事業所の規模、地域性及び災害即応体制等を十分考慮するよう求めるものとする。
- (2) 県は、協議会に対し、防災事業所の防災活動能力の維持・向上を図るよう求めるものとする。

6 防災活動に使用する防災資器材

県は、協議会に対し、防災活動時に防災資器材を使用できるよう、その整備及び適切な維持管理を求めるものとする。

7 他機関等との協力

県は、警察、消防等関係機関、協議会、連合会及び各高圧ガス関係団体等との連絡会議を開催するなど、高圧ガス事故災害に対する防災活動についての体制整備及び連絡調整を行うものとする。

8 防災訓練及び講習会の開催等

- (1) 県は、協議会及び連合会と協力して高圧ガス防災訓練を開催し、防災応援要員及び高圧ガス取扱い事業所の防災知識及び防災技術の向上に努めるものとする。
- (2) 県は、連合会と協力して高圧ガス保安大会を開催し、高圧ガス取扱い事業所及び高圧ガス取扱い者の防災意識の向上に努めるものとする。
- (3) 県は、防災応援要員の防災知識及び防災技術の向上のために協議会が開催する防災応援要員講習会を支援するものとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。高圧ガス移動車両等事故応急対策要領（昭和53年12月4日制定）は、同日をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

資料 水 1－1 (埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領)

様式 1

化保第 号
平成 年 月 日

埼玉県高圧ガス地域防災協議会

会長 様

埼玉県知事 印

高圧ガス事故災害防災活動要請書

埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領第3の規定により、次のとおり、高圧ガス事故災害の防災活動を要請します。

実施業務	
実施場所	住 所 : 事業所名 :
実施期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
備 考	

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

資料 水 1 - 1 (埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領)

様式 2

高圧ガス事故災害防災活動結果報告書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

埼玉県高圧ガス地域防災協議会

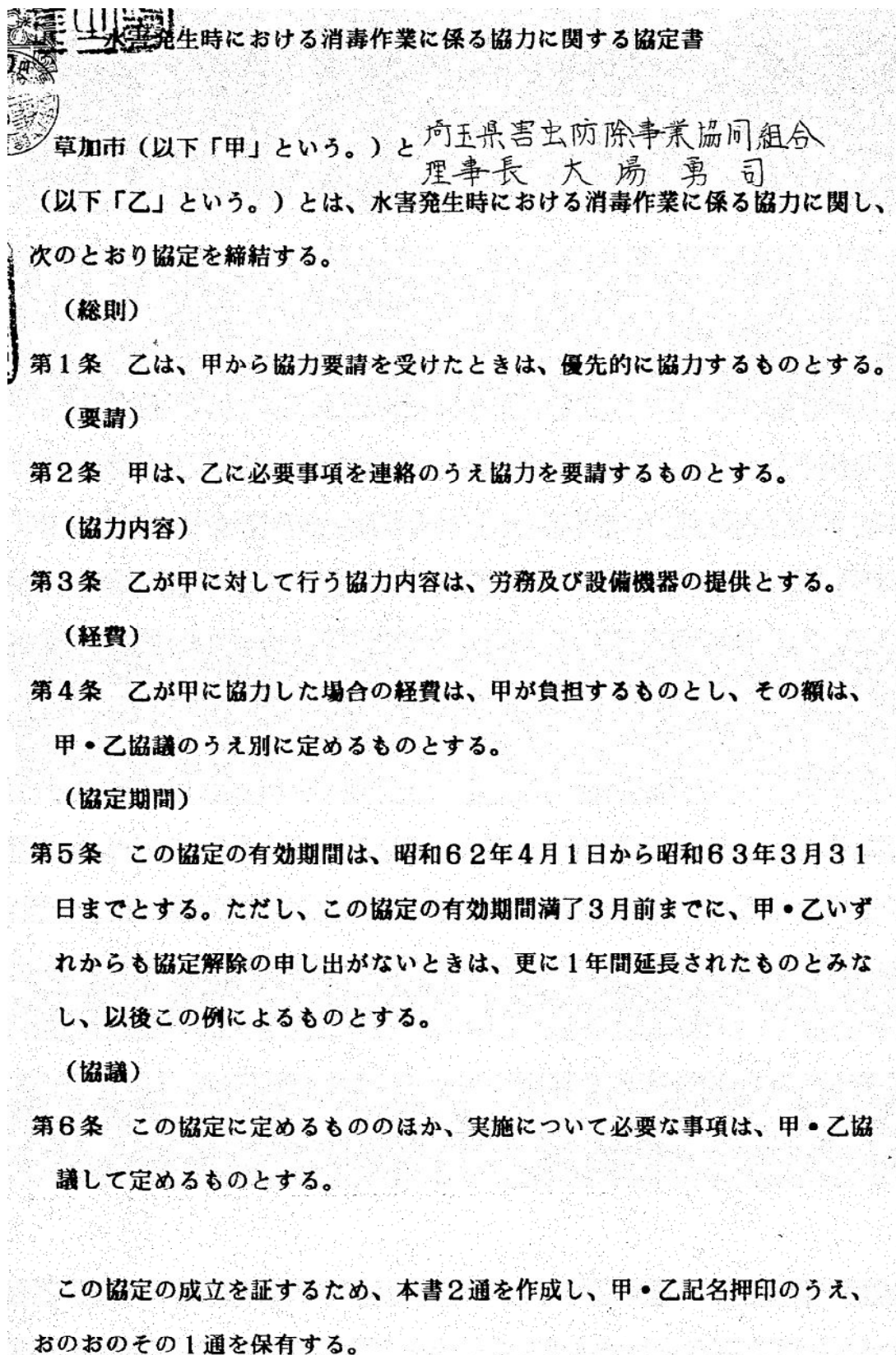
会長

印

埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領第 4 の規定により、次のとおり、高圧ガス事故災害の防災活動結果を報告します。

災害発生日時	
災害発生場所	
災 害 の 内 容	
災害発生場所 到 着 日 時	
防 災 活 動 に 要 した 時 間	
措 置 の 内 容	
防災事業所名 及び防災応援 要員の氏名	
備 考	

備考 用紙は、日本工業規格 A 4 とする。



資料 水 2 - 1 (水害時消毒協定 埼玉県害虫防除事業協同組合)

昭和62年4月1日

甲 草加市高砂1丁目1番地1号

草 加 市

草加市長 今 井

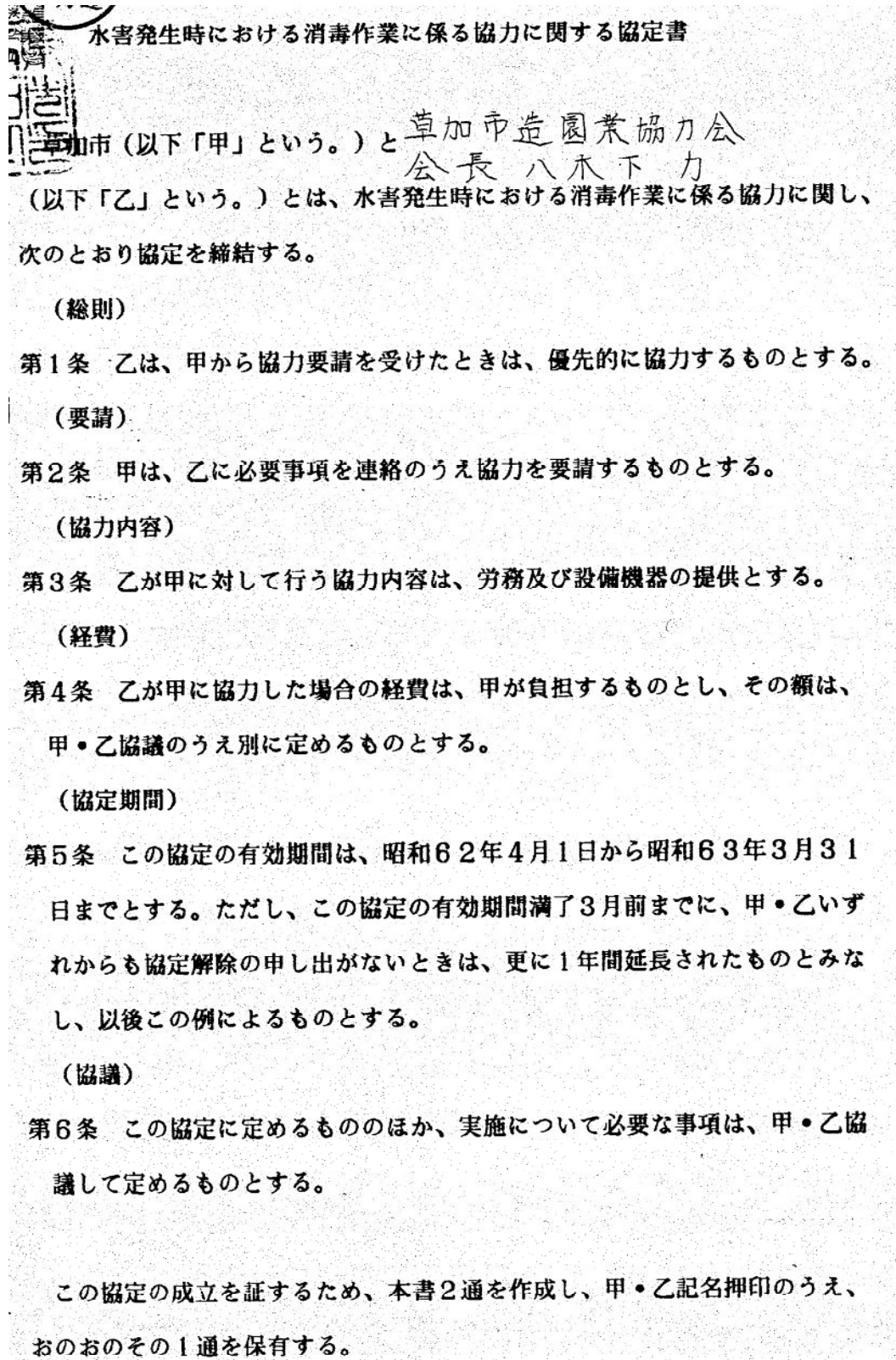


乙 浦和市栄和3丁目25番地5号

埼玉県害虫防除事業協同組合

理 事 長 大 橋 勇





資料 水 2 - 2 (水害時消毒協定 草加市造園業協力会)

昭和62年4月1日

甲 草加市高砂1丁目1番地1号

草 加 市

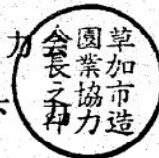
草加市長 今 井



乙 草加市北谷町114番地

草加市造園業協力

会 長 八 木 下





水害発生時における消毒作業に係る協力に関する協定書

草加市（以下「甲」という。）と草加市農業青年会議所
会長 鈴木 彰彦
（以下「乙」という。）とは、水害発生時における消毒作業に係る協力に関し、
次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲から協力要請を受けたときは、優先的に協力するものとする。

（要請）

第2条 甲は、乙に必要事項を連絡のうえ協力を要請するものとする。

（協力内容）

第3条 乙が甲に対して行う協力内容は、労務及び設備機器の提供とする。

（経費）

第4条 乙が甲に協力した場合の経費は、甲が負担するものとし、その額は、
甲・乙協議のうえ別に定めるものとする。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、昭和62年4月1日から昭和63年3月31
日までとする。ただし、この協定の有効期間満了3月前までに、甲・乙い
ずれからも協定解除の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみな
し、以後この例によるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、実施について必要な事項は、甲・乙協
議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、
おのおのその1通を保有する。

資料 水 2 - 3 (水害時消毒協定 草加市農業青年會議所)

昭和62年4月1日

甲 草加市高砂1丁目1番地1号

草 加 市

草加市長 今 井



乙 草加市高砂1丁目1番地1号

草加市役所商工農政課内

草加市農業青年會議所

会 長 鈴 木 彰 彦



資料 水2-4 (水害時消毒協定 (株) 三共消毒大宮営業所)

水害発生時における消毒作業に係る協力に関する協定書

草加市(以下「甲」という。)と株式会社 三共消毒大宮営業所
所 長 浜 野 耕 一
(以下「乙」という。)とは、水害発生時における消毒作業に係る協力に関し、
次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 乙は、甲から協力要請を受けたときは、優先的に協力するものとする。

(要請)

第2条 甲は、乙に必要事項を連絡のうえ協力を要請するものとする。

(協力内容)

第3条 乙が甲に対して行う協力内容は、労務及び設備機器の提供とする。

(経費)

第4条 乙が甲に協力した場合の経費は、甲が負担するものとし、その額は、
甲・乙協議のうえ別に定めるものとする。

(協定期間)

第5条 この協定の有効期間は、昭和62年4月1日から昭和63年3月31
日までとする。ただし、この協定の有効期間満了3月前までに、甲・乙いず
れからも協定解除の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみな
し、以後この例によるものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めるもののほか、実施について必要な事項は、甲・乙協
議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、
おのおのその1通を保有する。

資料 水 2 - 4 (水害時消毒協定 (株) 三共消毒大宮営業所)

昭和62年4月1日

甲 草加市高砂1丁目1番地1号

草 加 市

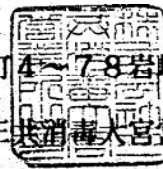
草加市長 今 井



乙 大宮市吉敷町4〜7-8岩崎ビル

株式会社 三共消毒大宮営業所

所 長 浜 野 耕



三共消毒大宮営業所

資料 水3-1 「地下街等及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設一覧」

1 地下街等

地階の床面積の合計が五千平方メートル以上の地下施設

(浸水想定区域指定対象河川＝○)

番号	名 称	代表所在地 (草加市)	電話	荒 川	利根川	江戸川	国管理／中 川・綾瀬川	県管理／中 川・綾瀬川・元 荒川	芝川・ 新芝川
1	シティパーキングアコス及び同所と連続している地下施設部分すべて	高砂2-7-2	927-7000		○		○	○	

2 特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

(1) 高齢者にかかわる施設

(浸水想定区域指定対象河川＝○)

番号	名 称	所在地 (草加市)	電話	荒 川	利根川	江戸川	国管理／中 川・綾瀬川	県管理／中 川・綾瀬川・元 荒川	芝川・ 新芝川
1	介護老人保健施設 翔寿苑	青柳8-51-13	932-0011	○	○		○	○	
2	デイサービスセンターあおやぎ	青柳8-52-34	932-7010	○	○		○	○	
3	老人デイサービスセンターこだまの郷	青柳7-6-21	935-6541	○	○		○	○	
4	デイサービスセンター 喜楽苑	青柳8-29-12	935-6541	○	○		○	○	
5	グループホーム 川柳	青柳8-29-12	935-6541	○	○		○	○	
6	草加明生苑	旭町3-5-25	933-1200	○	○		○	○	
7	草加キングス・ガーデン	遊馬町185	929-0010	○					
8	ニチケアセンター草加稲荷	稲荷4-4-36	930-2200	○	○	○			
9	介護老人保健施設 草加ロイヤルケアセンター	柿木町123-2	930-5591	○	○	○			
10	特別養護老人ホーム柿木園	柿木町181	936-8866	○	○				
11	クォーターヴィレッジ	柿木町1084	930-0707	○	○				
12	デイサービス にしざわ 北谷	北谷2-24-3	946-7403	○					
13	医療法人大西会リハビリテーションゆうゆう	新栄町813-14	941-5211	○	○		○	○	
14	ニチイのやわらぎ草加住吉	住吉1-11-38	920-3771	○	○		○	○	
	ニチイのほほえみ草加住吉		920-6511						
15	介護有料老人ホーム「鶴の家」草加	瀬崎町279-8	927-1316	○	○		○	○	○
16	ケアサポートそうか	瀬崎町1310-7	920-1165	○	○		○	○	○
17	医療法人社団ユーアイエメリー会 草加すずのきクリニック	高砂2-17-32	922-3377		○				
18	デイサービスセンター 草加	長栄町560	946-7271	○	○		○	○	
	グループホーム 草加		946-7270						
19	ケアパートナー草加	長栄町791-1 コンフォートフェリシア1階	946-6882	○	○		○	○	
20	デイサービスセンターてしろ	手代町1006-10	927-6500	○	○		○	○	○
	グループホーム てしろ		927-9090						
	デイサービスセンターてしろのにわ		927-5581						
21	高齢者・心身障がい者支援施設 すみれ	新里町172-7	920-5252	○	○		○	○	○
22	でいほーむ・えびす	原町1-16-2	942-8931	○					
23	高齢者障害者の家だんらん	原町3-6-1	946-7172	○	○		○	○	
24	ボンセジュール草加	氷川町2149-3	924-6318	○	○		○	○	
25	グループホーム 誠明	谷塚町42-10	929-3931	○	○		○	○	○
26	ハートフルコミュニティー	谷塚町255-3	929-1801	○	○		○	○	○
27	特定非営利活動法人 さわやか たすけあい 草加	谷塚町595-2	922-4432	○	○		○	○	○
28	介護老人保健施設「みどりの館」	谷塚町2000	922-1335	○	○				○
29	グループホーム みんなの家草加	両新田東町13-1	923-1616	○	○		○	○	○
30	デイホームわ〜くわ〜草加	草加1-18-13	943-0909	○	○		○	○	
31	草加市総合福祉センターであいの森	柿木町261-1	936-2791	○	○				
32	草加市在宅福祉センターきくの里高年者デイサービスセンター	谷塚上町704-3	929-3611	○	○		○	○	○
33	草加市高年者福祉センターふれあいの里	新里町106-6	920-6222	○	○		○	○	○
34	草加市養護老人ホーム松楽苑	柿木町188	936-1711	○	○				

(2) 障がい者にかかわる施設

(浸水想定区域指定対象河川＝○)

番号	名 称	所在地 (草加市)	電話	荒 川	利根川	江戸川	国管理／中 川・綾瀬川	県管理／中 川・綾瀬川・元 荒川	芝川・ 新芝川
1	グループホーム「光輪の家」	青柳8-2-33	954-4636	○	○		○	○	
2	知的障がい者通所授産施設「希望の家」	青柳8-2-34	935-5174	○	○		○	○	
3	心身障がい者地域デイケア施設「青柳太陽の家」	青柳4-19-12	935-7420	○	○		○	○	
4	心身障がい者地域デイケア施設「栄光の家」	谷塚町1932-1	927-1121	○	○		○	○	○
5	心身障がい者地域デイケア施設「あしかび福祉作業所」	谷塚町703-3	925-3885	○	○		○	○	○
6	心身障がい者地域デイケア施設「第二あしかび福祉作業所」	原町1-5-33	944-3050	○	○		○	○	
7	心身障がい者地域デイケア施設「れんげ草」	弁天1-6-18	932-1225	○	○	○	○	○	
8	心身障がい者地域デイケア施設「西れんげ草」	苗塚町42-22	928-6658	○			○		
9	心身障がい者地域デイケア施設「蒲公英の丘」	青柳8-57-25	932-7422	○	○		○	○	
10	心身障がい者地域デイケア施設「めだか工房」	草加1-7-13	941-8001	○	○		○	○	
11	地域活動支援センター「すずなり」	高砂2-21-31	921-8581	○	○		○	○	
12	精神障がい者共同作業所「草加物産企画」	花栗1-23-4	942-6822	○	○				
13	心身障がい者生活ホーム「クローバー」	青柳5-45-27	936-8056	○	○		○	○	
14	身体障がい者療護施設「そうか光生園」	柿木町1215-1	936-5088	○	○				
15	草加市知的障がい者授産施設「つばさの森」	柿木町1105-2	935-5678	○	○		○		
16	草加市総合福祉センター「であいの森」	柿木町261-1	936-2791	○	○				

(3) ー① 乳幼児にかかわる施設／保育所等

(浸水想定区域指定対象河川＝○)

番号	名 称	所在地 (草加市)	電話	荒 川	利根川	江戸川	国管理／中 川・綾瀬川	県管理／中 川・綾瀬川・元 荒川	芝川・ 新芝川
1	ひかり幼稚舎	稲荷4-26-33	935-8787	○	○	○	○	○	
2	ハッピーナーサリー	谷塚町266-30 1F	921-0094	○	○		○	○	○
3	かおりPutra保育園	氷川町1080-1	951-3072	○	○		○	○	
4	松本家庭保育	旭町2-3-31	936-5033	○	○		○	○	
5	甲斐家庭保育	中根3-7-44	932-2115	○	○	○		○	
6	佐藤家庭保育	吉町5-8-1 エクセ レントダイワ103	929-0072	○	○		○	○	
7	萩島家庭保育	新里町897-6	925-9176	○			○	○	
8	宇佐美家庭保育	旭町5-5-16	943-0363	○	○		○	○	
9	もみの木家庭保育	手代町767-6	924-2053	○	○		○	○	○
10	家庭保育ゆうゆう	西町932-2	920-3020	○	○		○	○	
11	せんちゃま家庭保育	神明1-3-47	928-0571	○	○		○	○	
12	田村家庭保育	瀬崎町738-6	928-0904	○	○		○	○	○
13	上園家庭保育	稲荷4-32-24	932-6173	○	○	○	○	○	
14	さざんか家庭保育	新善町477 エク セル彩112	941-7620	○	○		○	○	
15	家庭保育サン	八幡町668-2	935-7192	○	○		○	○	
16	ニコニコ家庭保育	高砂1-6-9	927-1366		○				
17	しんでん家庭保育	金明町281-4	936-8002	○	○		○	○	
18	家庭保育ぶち・めりー	氷川町2152-13 メ ゾンティホ7101号	929-3339	○	○		○	○	
19	安澤家庭保育	旭町5-10-3	942-0949	○	○		○	○	
20	サン・ベビー家庭保育	旭町5-11-25	944-8121	○	○		○	○	
21	家庭保育ぶち・かぶら	谷塚町1169-1 ルミ エル中山 B101	922-1004	○	○		○	○	○
22	しんでん保育園	金明町281-4	936-8002	○	○		○	○	
23	まつばら保育園	松原1-1-6 ハーモ ネスタワーA棟301	943-7000	○	○		○	○	
24	スマイルキッズルーム	氷川町2149-4 エ ビデンスビル3F	927-2445	○	○		○	○	